

令和6年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和6年6月20日（木）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	6月20日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1番	多 田 陽 子	2番	山 岸 美登利
	3番	志 治 市 義	4番	石 原 裕 介
	5番	飯 田 雅 広	6番	板 倉 浩 幸
	7番	三 浦 知 将	8番	吉 田 正 昭
	9番	加 藤 裕 子	10番	富 田 さとみ
	11番	伊 藤 俊 一	12番	水 野 智 見
	13番	安 藤 洋 一	14番	佐 藤 茂
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	小島 昌己	政策推進課長	丹羽 修治
		ふるさと振興課長	太田 圭介		
	総務部	部長	鈴木 敬	次長兼 税務課長	鈴木 孝治
		安心安全課	森 実央	総務課長	藤下 真人
	民生部	部長	不破 生美	次長兼 環境課長	石原 己樹
		住民課長	戸谷 政司	保険医療課長	後藤 雅幸
		健康推進課	小澤 有加	こども福祉課長	飯田 陽亮
		こども家庭課長	古賀慎一郎		
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	次長兼 まちづくり 推進課長	福谷 光芳
	上下水道部	部長	伊藤 和光	下水道課長	北條 寿文
	消防本部	消防長	竹内 豊	消防署長	山田 悌司
	教育委員会 教育事務局	教育長	服部 英生	教育部長 次	舘林 久美
給食センター所長		浅井 修	教育課長	兼岩 英樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	萩野 み代	書記	荒木 慎介
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	飯田雅広	災害への備え（飲料水とトイレ）について……………	63
2	志治市義	都市計画税の再導入について……………	71
3	板倉浩幸	①1人4万円の定額減税について……………	80
		②都市計画税の再導入について……………	89
4	多田陽子	①蟹江町の少子化と移住について……………	102
		②親が病気になったとき、ならないために……………	118
5	富田さとみ	①町内会・区会が災害に備える力をつける為に……………	132
		②使用済み食用油、ゴミから資源へ……………	140
6	山岸美登利	①災害時における受援体制の整備について……………	149

○議長 水野智見君

皆さん、おはようございます。

令和6年第2回蟹江町議会定例会継続会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきましたこと、ありがとうございます。

開会前に皆さんにお願い申し上げます。

本日午前10時に全国一斉での緊急地震速報訓練が予定されています。当該時刻に近づきましたら一般質問を一旦中断させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、訓練は、同報無線及び庁舎内の試験放送が行われるものです。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありました。一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中に本会議場にて写真撮影を行いますのでご協力をお願いします。

また、一般質問される議員の皆さん、答弁をされる理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いがあります。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へ提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しています。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

また、傍聴される皆さんにもお願い申し上げます。

議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力をお願いします。

中日新聞蟹江通信部より、本日の写真撮影、録音許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第3条第2項の規定により許可しました。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可しました。

本日の一般質問の際の参考資料として、板倉浩幸君、安藤洋一君から提出されたものがあります。議員へのタブレット配信及び理事者の皆さんへは、モニターにお示ししながら質問されますので、よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可します。

質問1番 飯田雅広君の「災害への備え（飲料水とトイレ）について」を許可します。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○5番 飯田雅広君

改めて、おはようございます。

議席番号5番 立憲民主党の飯田雅広です。

議長より許可をいただきましたので、通告書に従い一問一答方式で一般質問を行います。

「災害への備え（飲料水とトイレ）について」という題目にて質問をいたします。

過去の災害の経験を今に生かすことの大切さをとても重く感じております。年始早々、能登半島にて大規模な地震が発生し、多くの方が犠牲になりました。今でも不自由な生活を送られている方がおられます。心よりお見舞いを申し上げます。

また、蟹江町消防職員の皆様におかれましては、1月1日23時に蟹江町消防署を出発されて、22時間をかけて1月2日20時49分に輪島市に到着されるなど、現地支援にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

明日は我が身です。震災は忘れた頃にやってきます。有事の自助、共助、公助に備え、平時における準備を怠らないようにしなければなりません。

それでは、質問に入らせていただきます。

当町では、緊急消防援助隊の派遣を行っております。改めて関係者にお礼を申し上げます。

まずは、緊急消防援助隊の活動内容、被災地の状況、今後当町に生かすべき気づきなどについて、ご答弁をお願いします。

○消防署長 山田梯司君

ご質問のありました緊急消防援助隊の活動内容等についてお答えをさせていただきます。

能登半島地震における緊急消防援助隊については、1月1日の発災から延べ20日間で6隊、15名を輪島市に派遣しました。

活動内容は、派遣部隊の資器材の輸送、宿営場所の設定と維持管理および環境整備、派遣部隊の食事の準備や避難所への物資搬送が主な任務でありました。

被災地の状況は、半島の地形的特徴から交通アクセスが限られ、地割れ、陥没、土砂崩れ等により災害現場までの道路が多数の箇所寸断されておりました。

また、被災地消防本部では、庁舎や車両も被害を受けており、緊急消防援助隊の支援が不可欠な状況でありました。

最後に、気づきとしては、緊急消防援助隊の迅速な応援を受けるには、早期に通行可能な道路を把握しておくこと、また、ライフラインをはじめ最新の情報を関係機関と共有することの重要性を再確認いたしました。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

消防支援、ありがとうございます。

能登半島地震では、液状化をし、道路の亀裂や陥没によりインフラの復旧に時間を要しております。

当町は、液状化の危険度が非常に高い地域になります。道路が機能しない状況では、救助、救急物資供給ができません。災害初動期における道路状況の早期把握と情報共有が以降の活動にいかにより重要であるか、ぜひとも皆様、いま一度再確認いただければと思います。

それでは、続いて、緊急消防援助隊を除いた他の部署から派遣された職員の方で、派遣を通じて今後当町が生かすべき気づきや学び等がありましたら、ご答弁をお願いします。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、お答えさせていただきます。

愛知県を通じた派遣要請により、家屋の被害認定業務の支援を行うため、本年1月末から5月末までの間、石川県志賀町へ当町職員を7名派遣しております。

当業務は、被災者生活再建支援金や災害義援金の支給など、被災者に対する支援措置の適用の材料として幅広く活用されているり災証明書発行に必要な業務の一つです。当業務に取り組む中で、各家庭に赴き、一軒一軒人の目で確認するため、交付までに膨大な手間と時間がかかることが課題となっており、発災後5カ月以上たっても、住民の方々にはり災証明書の発行をお待たせしている状態でした。

また、家屋の被害認定業務に係る知識を持つ職員に限られており、特定の職員に負担が偏っているということも発行遅延の原因の一つとなっております。

そのため、り災証明書の迅速かつ的確な交付のため、当業務に関する知識を習得するための研修などに職員の参加を促し、被災地へ派遣することで知見のある職員を増やしていく必要があると感じております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

1問2問と能登半島地震における被災地の状況等について質問をしてきました。それらに共通することとしては、やはり初動における行動が非常に重要であるというふうに思います。手戻りが発生し非効率な復旧作業とならないようにしないといけないと思います。そのためにも、有事においては消防本部と関係者の綿密な連携、そして平時においては危機管理を強化して、関係部局の連携体制づくりに努めていただきたいと思います。被災現場で見聞きしてきた情報というのは、非常に貴重な経験になりますので、当町の備えとして有効に活用していただければというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

能登半島地震における現地への支援活動を、それぞれの自治体の公式ウェブサイトで公開している自治体が幾つかありますが、蟹江町では行っておりません。住んでいる自治体が被災地の方のお役に立っている姿を見ることができるとするのは、住民にとってもうれしいこ

とですし、誇りに思えることだと思います。そういったことを通じて自分のまちに愛着が生まれていくのではないのでしょうか。

ぜひ、当町でも現地への支援活動状況を蟹江町公式ウェブサイトで公開してほしいのですが、いかがでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、ウェブサイトへの支援活動状況の公開についてお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、5月末までの派遣で一区切りとなりましたので、今月6月に入りまして「令和6年能登半島地震への職員派遣状況」というタイトルで公式ウェブサイトのほうへ公表させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

今回の一般質問の通告は、6月3日の正午までになっておりました。蟹江町の公式ウェブサイト「令和6年能登半島地震への職員派遣状況」がアップされたのは6月3日の午後になってからでしたので、6月3日午後以降に「令和6年能登半島地震への職員派遣状況」を公式ウェブサイトにて私も確認をしております。ただ、通告書どおりに質問をさせていただきました。

さて、この公式ウェブサイトにある「令和6年能登半島地震への職員派遣状況」のページになりますけれども、トップページの新着情報には上がっておりませんでした。また、安心安全課の新着情報にも上がっておりません。

先ほども申し上げましたように、やはり住んでいる自治体が被災地の方のお役に立っている姿を見るということは、住民の方にとってうれしいことですし、誇りに思えることだと思います。

もっと住民の皆様の目に留まりやすいようにしていただくことができないか、お聞きいたします。

○安心安全課長 森 実央君

支援活動の状況の詳細の内容を含めまして、広く住民の皆様の目に留まるような掲載の方法を考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○5番 飯田雅広君

これは要望になりますので、ご答弁いただかなくても結構なんですけれども、この「令和6年能登半島地震への職員の派遣状況」、ホームページ、これですよね、皆さん、1枚ぺろでおしまいなんですよ。本当にすごく写真もなく事務的で無機質という感想を私は持ちました。

例えば稲沢市なんですけれども、写真も載って、行ったときも更新されているんですよ。ですので、こういった派遣後、例えばこの稲沢市のように、派遣後すぐに更新をしていただ

いて、しかも写真もふんだんにあって見た目にも訴えかけてくるような、こういったページのほうをぜひとも当町でもやっていただきたいなというふうに思いますので、ぜひともこちらのほうも一緒に検討していただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

次に、備蓄品の拡充と課題について質問をいたします。

今回の被災地の状況を勘案して、補充する備蓄品とその数、今後備蓄品を拡充していく上での課題について、ご答弁をお願いします。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、答弁させていただきます。

被災地では、トイレの問題が多く取り上げられておりましたが、当町では、昨年度から既存の洋式トイレで使用できる携帯トイレ、トイレ処理剤と言います、を購入し、拡充しております。

しかし、携帯トイレを含む備蓄物資全てにつきまして、住民の方全ての方に必要な数を備蓄することが理想とはなっております。しかし、備蓄保管スペースには限りがあり、その調整が課題と捉えておるところでございます。

そのため、不足分を補うために、企業等と災害支援協定を結び、必要物資を調達することとしております。

なお、十分な体制が整うまでには数日かかることも予想されるため、各ご家庭における備蓄も大変重要であると認識しておるところでございます。よって、最低3日分、できましたら7日以上のご家庭での備蓄を啓発してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番 飯田雅広君

断水の発生も考慮して、ドライシャンプーや液体歯磨き、体拭きシートなど、水を利用しない衛生用品は家庭での備蓄も効果的だと思います。広報にて啓発に努めていただければと思います。

住民の皆様におきまして、ぜひ家庭での備蓄を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、今回は備蓄（飲料水とトイレ）に関してお聞きをいたします。

まずは、備蓄飲料水について質問をいたします。

現在の備蓄飲料水の量をお聞きをいたします。備蓄飲料水は、ペットボトルで備蓄しているのでしょうか。その場合の本数や保管場所等についてご答弁をお願いします。また、過去4年分と本年度の計5年間、それぞれの更新本数についてお答えをお願いいたします。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました、当町の備蓄倉庫の備蓄している飲料水についてお答えいたします。

現在、備蓄飲料水につきましては、22カ所の指定避難所および防災倉庫に、内容量が500ミリリットルのペットボトルで3万9,840本、約4万本の備蓄をいたしております。全て7年保存の飲料水でございます。

過去4年分の更新本数につきましては、合計で3万720本、今年度更新本数につきましては、希望の丘や小中学校の計8施設に保存してあります5,520本を更新する予定でございます。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

それでは、更新後の古い備蓄飲料水は期間が来たらどうなるのか、お答えをお願いします。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました更新後の備蓄飲料水につきましては、期限が1年を残したものを、町内会及び区会のほうへ希望により配付をする予定をしております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

じゃ、破棄はされてないということで、よかったと思います。

それでは、次の質問にいきます。

500ミリリットルのペットボトルの備蓄本数は、合計で3万9,840本、約4万本ということで、全て7年保存とのこと。今年度、令和6年度ですけれども、更新の予定本数と過去の実績を今お聞きをしたところです。

この備蓄飲料水を更新する負担というのは、大変な労力ではないかと推測をいたします。よって、長期保存が可能となるアルミのボトルの飲料水に交換してはどうかということをご提案させていただきます。

現在、自治体、企業、行政区などで備蓄している備蓄飲料水は、ペットボトル容器のもので、保存期間は5年もしくは7年が多いというふうに聞いております。今回私が提案する備蓄飲料水は、容器がアルミボトルで保存期間は12年になります。アルミボトルに普通の飲料水を注入することで密閉度を高めて、空気や紫外線を遮断することで水の減少や劣化を防ぎます。長期保存に対する安全性が高く、経済性もペットボトルの製品よりすぐれております。500ミリリットル1本当たりの価格はペットボトルの商品よりも高くはなるんですけれども、5年や7年と12年の保存期間の差を考慮すると、生涯コストは安くなると思います。

更新の作業の負担軽減も含めて、ペットボトルから長期保存可能なアルミボトルの備蓄飲料水への切り替えを検討してはいかがでしょうか、ご答弁をお願いします。

○安心安全課長 森 実央君

更新に係る作業負担への心遣い、誠にありがとうございます。また、貴重なご提案につきましても、ありがとうございます。

現在、当町では、保存期間7年の飲料水を備蓄しているところです。より長期保存可能な飲料水への切り替えにつきましては、ランニングコストも鑑み、長期保存が可能な飲料水に切り替えていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○5番 飯田雅広君

ぜひとも前向きにご検討いただければなと思います。

次に、移動式トイレに関して質問をいたします。

まずは、仮設トイレのレンタル費用に関してお聞きをいたします。

公共施設のトイレの改修やイベント、お祭りにおいて仮設トイレをレンタルしていると思います。過去に使用した仮設トイレの主なレンタル費用がどれぐらいであったか、幾つか教えてください。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました、主な仮設トイレのレンタル費用についてお答えさせていただきます。

仮設トイレの設置をはじめとする一連の作業に要する費用につきましては、今年度蟹江町観光協会主催の木曾川鵜飼 in 蟹江川2024では、2基の仮設トイレをレンタルしました。金額としましては、約6万5,000円となっております。

また、令和2年度に実施しました役場庁舎のトイレ改修の際、庁舎北側に設置しました仮設トイレにつきましては、約3カ月間の利用で約61万円の費用がかかっております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

有事に、また平時に利用できる移動式のトイレについて提案をいたします。

一般社団法人みんなで元気になるトイレ・災害派遣トイレネットワークプロジェクトという事業があります。有事の際、移動型のトイレトレーラーを被災地に派遣する事業になります。けん引車で移動できて、個室空間4室を備えたトレーラーになります。予算は約2,100万円、財源は総務省消防庁の緊急防災・減災事業債を利用することができて、7割返却が不要、残りの3割は自治体と一般社団法人が協力してクラウドファンディングで寄付を募るといった仕組みになっております。現在19の自治体が参画しており、300の自治体が検討を進めております。

愛知県では、刈谷市が全国で2番目に参加しており、今回の能登半島地震でも刈谷市のトイレトレーラーは被災地の石川県能登町に1月11日から6月12日まで約5カ月間派遣をされておりました。

当町も、自分たちを守り、また困っている人を助けるために、このプロジェクトに参加することを提案いたします。本プロジェクトについて期待する点、懸念される点などについて、ご意見をご答弁ください。

○安心安全課長 森 実央君

さきの質問でもお答えいたしました。被災地におけるトイレについては大変多く取り上げられている問題であり、当町では、昨年度から既存の洋式トイレで使用できる携帯トイレの購入拡充を行っております。

また、防災勉強会等においても、その使用方法についての説明、各ご家庭においても備えていただく防災用品の一つとして啓発しているところでございます。

本プロジェクトについてなんですけれども、本年1月に発生いたしました能登半島地震にも災害派遣トイレネットワークプロジェクト参加自治体よりトイレトレーラーが派遣されており、被災地でも好評であったとの報道があったと記憶しております。

しかしながら、資産を持つことによる維持管理、具体的には、車両の保管場所、保管方法など、また、車両の移動の際に必要なけん引免許所持職員の確保など様々な課題もあることから、他の自治体の事例も含めて研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 飯田雅広君

最後に、町長にお聞きをいたします。

本年1月に発生した能登半島地震の被災地にも、災害派遣トイレネットワークプロジェクトの参加自治体よりトイレトレーラーが派遣されており、被災地でも好評であったと、今もご答弁がありました。

しかし、災害対応だけでなく、被災地支援においても有用であると考えます。

資産を持つということは、管理するための負担やお金がかかります。しかしながら、ご答弁にあったトイレトレーラーの保管場所、保管方法、そしてけん引免許の取得など、大きな課題ではないと思います。町民の皆様の安心のほうが、はるかに勝ります。助け合い、支え合いの蟹江町を築いていくために、ぜひ災害派遣トイレネットワークプロジェクトへの参加をご検討ください。

イベント等で仮設トイレのレンタル費用が発生をしております。トイレトレーラーを平時に有効に活用することで、仮設トイレのレンタル費用を抑制できると思います。本事業は、有事の際のトイレの確保や安心担保だけではなくて、財政面、シティプロモーションなどの宣伝にも効果があると考えます。

例えば保管場所に関しましても、日光川ウォーターパーク南側のトイレの横に並べる、あるいは現在撤去中の泉緑地のトイレになりますけれども、護岸工事終了後に下水道につながることを前提に、場所の移転を含めて新たに設置をするというふう聞いております。トイレトレーラーを常設でここに置いておいてもいいんじゃないでしょうか。

防災に限らない多面的効果の要素を踏まえて本事業に参画して有事に備えるとともに、当町の助け合いの精神を蟹江町内外の皆様に発信することは、蟹江町にとっても多くのメリットを享受できると考えます。

こういった事業の担当課の反応が基本的に後ろ向きなのは、よく分かっております。こういう事業こそ、当町のトップダウンにより具体的に進んでいく事業かと思えます。町長は、このトイレトレーラーの導入に関してどのようにお考えか、ご答弁をお願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えしたいと思います。

トイレトレーラーが必要か無かということについてはちょっと置いておいていただいて、1995年から始まりました阪神・淡路大震災、2011年、今年ということで、本当に大きな地震災害が日本列島を襲っております。

当初、阪神・淡路大震災のときに、平成7年だったと思いますけれども、私まだ議員もやっていた頃、消防団に入っていて、災害支援に蟹江町の消防も行ったということを知っていました。そんな中でトイレの必要性というのは、あまりその当時は、飯田議員お生まれになってみえたと思うんですけれども、あまりそんなにクローズアップされてなかったんですね、実は。でも、現地でNPO法人の皆様方とか援助隊の皆様方がトイレの必要性を暗に訴えられたというのは、非常に記憶に覚えていますし、その後起こりました東日本大震災、これも現地へ1カ月後ぐらいの義援金持って直接お邪魔をしたときに、下水道、それから合併浄化槽、一般槽もそうですけれども、トイレの必要性というのを感じましたし、世間もそのことに関してどんどん報道するようになった、その経緯、経過は十分理解をさせていただいておるところであります。

今回ご質問いただきましたトイレトレーラー、この件については、私も数年前に仮設トイレを移動する業者さんが、たまたまある議員さんの紹介でおみえになりまして、ああ、これはいいなど。ただ、移動するだけで結局維持費云々を考えると、一遍検討する余地はあるなということで終わってしまっていたのも事実であります。

今回ご質問いただいたトイレトレーラーについては、特に特殊けん引の免許がいるわけじゃなくて、そんな大きなものではないと思っています。大体1,200回から1,500回ぐらいのトイレ使用ができる、タンクの大きさにもよるんですけれどね。これは、またクラウドファンディングも含めて資金調達の方法は僕はたくさんあると思いますので、まずは一度ちょっと勉強してみる必要があるんじゃないかなと。

先ほど泉緑地云々ということも言われましたが、やっぱり長期間置いておくことによって周囲の臭気だとか、いろんな問題がまだ我々しっかり分かっておりませんし、仮設トイレと置いておけば当然管理しっかりやらないと、非常に近所の方のご迷惑になる。短期間で置くことについては、十分必要性はあるし、重要性は理解できていると思いますので、今回のこのトレーラーについても、いろんな観点から、刈谷市さんが入れられたということもありますし、緊防債がきくかどうか分かりませんが、この頃はきかなかったんじゃないかな、いろんなケースがあるようでありますので、しっかりと検討させていただき、蟹江町にとって、

そして地域にとって、蟹江町がそんな地域にとって優しい政策をやっているよという、そんなまちにしていきたいと思っておりますので、またお力添えいただければありがたいと思いますし、積極的にこれから検討をさせていただきたいというふうに今現在は考えてございます。

以上です。

○5番 飯田雅広君

積極的にご検討いただけるということですので、ぜひともよろしく願いをいたしたいと思います。

多くのこの大規模災害を通じて、有事における地域の支え合いが重要であるということは認識をしております。

今回の一般質問においては、防災に関してもう一問、実は用意をしておりました。地域のコミュニティの維持や活性化に関する見解を行政側にもお聞きをしたかったんですけども、今回としては、やはり備蓄飲料水をペットボトルから長期保存が可能となるアルミペットボトルへの切り替え、また、トイレトレーラーの導入をぜひとも提案したいと思っておりましたので、ぜひここを強調したくて1問にしております。

この2つの提案、前向きにぜひとも検討していただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で、飯田雅広君の質問を終わります。

ここで、安心安全課長、消防署長の退席と、総務部次長兼税務課長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、下水道課長の入場を許可します。

暫時休憩します。

(午前9時34分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時36分)

○議長 水野智見君

質問2番 志治市義君の「都市計画税の再導入について」を許可します。

志治市義君、質問席へお着きください。

○3番 志治市義君

3番 新風 志治市義です。

議長のお許しをいただき、通告書の内容に従って都市計画税に関して質問をさせていただきます。

昨年12月議会において、町は都市計画税の再導入という方針を打ち出されました。そして、先般、都市計画税再導入についての住民説明会も開催されました。この説明会に私も参加いたしました。そのときの町のご説明では、過去に都市計画税を徴収していたけれども、30年ほど前に、区画整理事業などまちづくりにめどが立ったとして都市計画税徴収を停止したということでした。

しかし、今、この税の再導入が必要という結論を出されております。この結論を出された経緯、理由をご説明いただきたいと思っております。

○総務課長 藤下真人君

それでは、志治議員から再導入の必要性についてご質問がありましたので、答弁させていただきます。

主に3点あります。

1点目は、今後の蟹江町の財政状況についてです。

今後の少子高齢化の一層の進展、本格的な人口減少社会の到来などから税収の伸びが見込めない一方で、扶助費といった福祉に係る経費の増大や公債費、借入金の返済の増加が想定されます。厳しい財政状況が予想される中で、引き続きまちづくりや住民サービスの充実を図るための財源の確保が課題となっています。

2点目です。まちづくりに関わる大規模事業の推進です。

平成14年度から整備を進めている下水道は、現在普及率が69.8%まで来ていますが、様々な意味でここからが大変な時期に差し掛かるところであります。また、昨年度からは都市計画道路南駅前線の整備、さらに来年度からは富吉地域において新たな土地区画整理事業がスタートする予定です。こうしたまちづくりに係る事業を計画的に進めるために、安定した財源の確保が重要であります。

3点目になります。老朽インフラの更新と災害への備えです。

蟹江町は、昭和40年代から土地区画整理事業によって道路、公園、宅地等を整備し、快適で良好なまちづくりを進めてきました。こうした時期に整備したインフラは徐々に老朽化が進んでおり、大規模な修繕や更新の時期を迎えています。南海トラフ地震の発生や集中豪雨の激化が見込まれる中で、災害時の被害の軽減や命を守るためにも、道路、公園、そして橋など老朽化したインフラの更新は喫緊の課題です。

都市計画税が平成5年度に廃止されたことは事実ですが、廃止当時とは蟹江町を取り巻く状況が変わっています。県内では54市町村のうち45の市町で条例が制定されています。安心安全でより住みやすい蟹江のまちづくりを進めるために、ぜひ再導入にご理解をいただきたいと思っております。

○3番 志治市義君

ありがとうございます。

都市計画税の税率は今回0.3%と提案されておりますが、この0.3%という根拠はどこにありますでしょうか。

また、先ほど総務課長さんをご答弁くださいましたように、54の愛知県には市町村があり、そのうち45の市町村で都市計画税が条例化されています。しかし、税率が0.1%あるいは0.2%、0.25%の市町もあります。税率を抑えたり、段階的に税率を変動させたりといったことをせず初めから0.3%にするのは、どんな理由からでしょうか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

ただいまご質問のございました都市計画税の税率の根拠等についてお答えいたします。

地方税法第702条の4に、都市計画税の税率は100分の3（正しくは「100分の0.3」。P.78で訂正あり）を超えることができないと規定されており、これが税率の根拠となります。

次に、制限税率である0.3%を適用する理由について申し上げます。

都市計画税の税率を0.3%で試算したところ、約3億9,000万円となる見込みでした。一方で、都市計画事業などの事業費のうち、国・県の補助金等や地方債などの他の財源を除いた都市計画税の充当対象となる額は、令和2年度から令和4年度の実績では年間4億円から5億円で推移しています。このように税収より都市計画税の充当対象となる額のほうが多額となることや、愛知県内の約70%の市町が都市計画税を0.3%で課税していることを踏まえて、0.3%の税率を適用することといたしました。

以上でございます。

○3番 志治市義君

ありがとうございます。

0.3%でもひょっとしたら十分じゃないと、こういうことですね。

都市計画税提案のご説明では、原則として市街化区域に課税するということですが、市街化区域に課税するその根拠を教えてください。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

ご質問のございました、都市計画税を市街化区域に課税する理由についてお答えいたします。

地方税法第702条に、「市町村は市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる」と規定されており、これが原則として都市計画税を市街化区域に限定する理由となります。

例外としまして、「特別の事情がある場合には、市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても同様とする」と規定されており、市街化調整区域においても、市街化区域並みの市街地整備が行われた場合には課税できる可能性はあります。

なお、県内ではほとんど事例はございません。

以上でございます。

○3番 志治市義君

どうもありがとうございます。

では、市街化区域にあり都市計画税徴収の対象になる町民は、町人口のおよそ何割ほどになりますか。また、世帯数の割合はいかほどでしょうか。市街化区域で固定資産税を納税している町民の割合もお教えいただけたらと思います。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のございました、市街化区域の人口や世帯の割合、課税対象になる納税者の割合についてお答えいたします。

令和6年5月下旬のデータになりますが、人口につきましては、3万6,903人のうち市街化区域は2万9,024人で、割合は78.6%となります。

世帯数につきましては、1万7,372世帯のうち市街化区域は1万3,881世帯で、割合は79.9%となります。

納税者数につきましては、令和5年度の固定資産税のデータになりますが、1万4,815人のうち市街化区域内の土地または家屋を所有する納税者数は1万729人で、割合は72.4%となります。

以上でございます。

○3番 志治市義君

どうもありがとうございます。

7割から8割の町民が対象となると、こういうことでございますね。

市街化区域に土地・家屋を持つ住民に課税するのであれば、この税金は市街化区域の都市計画事業や土地区画整理事業等に優先的に使われると考えてよろしいでしょうか。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のございました、都市計画税は市街化区域に優先的に使われるのかについてお答えいたします。

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てられる目的税で、市街化区域に優先的に使われると考えております。

ただし、都市計画道路などは、市街化区域の利便性向上のため市街化調整区域にもまたがる場合があります。

以上でございます。

○3番 志治市義君

ありがとうございます。

町民の方の中には、蟹江町にある市街化調整区域を市街化区域にしていけば、税収も増え、市街化区域と市街化調整区域の不公平感もなく、町全体を発展させることができるのではないかという意見をお持ちの方もあります。このことについて、どうお考えでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問で、市街化区域をどんどん増やせばいいではないかということについてお答えをさせていただきます。

まず、お答えをさせていただく前に、改めて市街化区域と市街化調整区域のご説明をさせていただきますと思います。

市街化区域とは、市街化を促進する区域でございます。簡単に言いますと、まちづくりを進め、良好な市街地環境を維持していく区域でございます。

それに対しまして市街化調整区域とは、市街化を抑制する区域で、農地などの自然環境を保全していく区域でございます。

この市街化区域と市街化調整区域の区域区分は、一般的に線引きと呼ばれておりまして、無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街地形成を図ることを目的に都市計画法で定められておりまして、蟹江町では、昭和45年11月24日に当初決定をさせていただいております。

この区分の変更は、市町村からの申し出により、広域的な見地から定める都市計画として愛知県の決定案件となっております。

そして、市街化区域を市街化調整区域（正しくは「市街化調整区域から市街化区域」。P102で訂正あり）へ編入する要件としましては、5点ありまして、その全てを満たすことが必要となります。

まず、1点目でございます。1点目は上位計画との整合ということで、広域的な見地から都市計画の方向性を定めた県の都市計画区域マスタープラン、住民に最も近い立場にある市町村の都市計画の方向性を定めた町の都市計画マスタープランなどとの整合が図られているということになります。

2番目につきましては基盤施設整備の確実性ということで、基盤施設整備の確実性があると判断される区域であるということで、土地区画整理事業などの事業に着手することが確実であることということが2番目になります。

3番目につきましては位置の妥当性ということで、既存ストックなどの活用が図れる区域にあることということで、鉄道駅などの徒歩圏であるおおむね1キロメートル以内の地域であることと。

4番目につきましては規模の妥当性ということで、規模の妥当性があると判断される区域であること。いたずらに広く定めてはいけないというものになります。

最後、5番目につきましては低・未利用地の状況ということで、新市街地の拡大を行う場合は、現在の市街化区域に低・未利用地を残したまま市街化区域をいたずらに拡大してはいけないというものになります。

このような厳しい条件がある中で、蟹江町におきましては、直近では近鉄富吉駅南地区において令和6年3月26日に土地区画整理事業を実施するというを担保として市街化区域へ編入はされましたが、市街化区域の拡大は必要に応じて慎重に判断しなければならないも

のであり、単に市街化区域を拡大することはできないものでございます。

以上でございます。

○3番 志治市義君

簡単には市街化区域にすることはできないと、こういうことでございますね。

では、今年開催されました都市計画税に関する住民説明会で示されたことであり、私の先ほどの質問に総務部長、次長さんがお答えくださいました、都市計画税再導入で年間約3億9,000万円の増収が見込まれると。では、これをどんなことにこれから使っていくのか、その計画の概要をご説明ください。

○総務課長 藤下真人君

それでは、都市計画税をどのように使っていくのかというところについて答弁させていただきます。

都市計画事業及び土地区画整理事業として、南駅前線整備事業、富吉駅南土地区画整理事業、下水道整備事業を計画的に進めてまいります。

なお、これらの事業に要する費用として、令和12年度までに合計88億5,000万円を見込んでおります。

以上です。

○3番 志治市義君

今挙げられた事業ですが、既に計画や実施がなされているものが多いと思います。ということは、都市計画税再導入によりこれらの事業をより速やかに進めることができるということでしょうか。

また、今挙げていただいた事業以外の事業も進めることができるというふうに理解をしておりますでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

都市計画税を再導入することで、新たな事業ということではなく、まずは既存の都市計画事業等に沿って確実に進めていくことに注力します。

また、再導入により捻出された一般財源により、災害対策やインフラ老朽化にも対応していくことを考えています。具体的には、まずは、災害時には避難所としての役割を果たすことになる体育館へのエアコン設置を進めていきたいと考えております。

以上です。

○3番 志治市義君

今までのご答弁を聞いておりますと、都市計画税再導入で町の施策推進の効果、メリットは大きいというように感じます。

では、逆に再導入をしない場合、どんな不都合、デメリットが想定されますか。例を挙げて具体的にご説明ください。

○総務課長 藤下真人君

厳しい財政状況の中、今後も同様に一般財源を都市計画事業等に投入できる保証はありません。

住民説明会において、平成31年度と令和5年度の一般会計予算の比較を説明させていただきました。その内容は、この5年間で歳入総額は約12億円増額となっていますが、その中身を見ますと、自主財源である町税の額はほぼ横ばいでありました。歳出については、民生費は約7億円、教育費は約4億円と大幅に増加している中で、土木費は約6億円を減少せざるを得ない状況となっております。

この状況が続きますと、都市基盤整備事業の遅れを招き、快適で安全なまちづくりに大きな影響を与える可能性があります。

以上です。

○3番 志治市義君

今のご答弁を伺いますと、町の将来を考えたときに、今おっしゃられたデメリットというのはちょっと見過ごすことができない大きな問題だと、そんな思いがいたします。

この都市計画税については、今までにも住民説明会や広報「かにえ」、ホームページ等いろいろな媒体で町民に周知されてきていると思います。

しかし、私の抱いた感じから言うと、まだこの税のことをよく知らない町民もいらっしゃるように思います。この条例が制定され、来年度から課税となったときに混乱しないように、さらに周知を図る必要があると思うのですが、この方策があればお伺いします。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご質問のありました周知の方策についてお答えいたします。

蟹江町都市計画税条例が公布された後、町ホームページ及び広報「かにえ」に都市計画税の再導入について改めて掲載させていただく予定です。広報「かにえ」におきましては再度、都市計画税の内容などや令和7年度からの課税について掲載し、ホームページにおきましては、都市計画税条例が議決された旨を速報的に周知したり、更新された内容をトピック一覧の上部に掲示し、閲覧をする方の目に触れやすい形で掲載していきたいと考えております。

また、令和6年度の固定資産税の納税者の方へ、今年10月末から11月初めごろに都市計画税に関するチラシを送付させていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長 水野智見君

質問の途中ですが、間もなく全国一斉の緊急地震速報訓練の予定時刻となりますので、ここで暫時休憩とします。

(午前9時58分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時05分)

○議長 水野智見君

それでは、質問からなんですが、先ほどの答弁の中で修正したい旨の申し出がありましたので、許可したいと思います。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

先ほどのご質問で、都市計画税の税率の根拠について答弁させていただきました。その答弁の中で、都市計画税の税率は100分の3を超えることができないと申し上げてしまったんですが、これは誤りでございました。正しくは、都市計画税の税率は100分の0.3を超えることができないということでございます。大変申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

○3番 志治市義君

こちらこそ、どうもすみませんでした。

では、最後に、町長さん、改めて町長さんから、この都市計画税再導入、そして今後の蟹江のまちづくりについての思いを、私たちそして町民へのメッセージとしてお聞かせいただけないでしょうか。

○町長 横江淳一君

それでは、志治議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まずは、議員各位におかれましては、毎回毎回この都市計画税のことに関してご説明を差し上げ、お時間をつくっていただき、ご理解をいただいたことに関して、感謝を申し上げたいと思います。

ただ、平成5年までこの都市計画税は、実は蟹江町は100分の0.3の税率で課税をしていたわけでありましたが、この税率で計算をしたわけでありましてけれども、実際は我々もその頃は全く政治には無頓着というのは言い過ぎですけれども、商工会に入っておりましたときに、税をやめてしまうということはこの町にとっていいことなんだろうかとという疑問を商工会のメンバーと話し合った記憶が、実は30年前でありますけれどもございます。

時は流れて、今回皆様方にご説明するにあたり、その当時の議会の議事録等々も調べさせていただき、いろんな方の意見を聞きながら、ああこういう実態があったんだなということがありました。

今後、蟹江町、今年で135年という歴史と文化、伝統のまちを未来永劫存続していくには、やっぱりそれなりの税収をしっかりと確保する、それがために、いろいろなところで区画整理事業をやったり都市整備、インフラ整備をやったりして、住みやすい蟹江町をつくってまいりました。

そんな中で、特に一番感じましたのは、下水道の進捗にあたって公債費比率がやっぱり急

激に上がるということは、議員各位にもその都度ご説明を差し上げたつもりであります。決して増税をしたいということで増税をしたわけではなく、数年前から実は議員さん各位にもご相談を差し上げておったんですが、ご存じのように世界恐慌に近いリーマンショックだとか、近々ではまだまだ終息を迎えておりませんコロナの中で、この都市計画税の見直しは本当にいいのかという自問自答ははっきりございました。

そんな中で、これから住民の皆様方のニーズにお応えするにあたり、やはり都市計画税の再導入を考えざるを得ない、それはやっぱり真摯（しんし）に説明をさせていただき、丁寧に皆様方にご理解をいただく、この方法しかないだろうということで、今年の12月に議会に、まずは全員協議会に提示をさせていただき、唐突だろうとご批判をいただいた方もあるんですが、決して唐突ではなくて、蟹江町の将来を考えたときにこの税金は必要である。

先ほどもちょっと説明ありましたように、愛知県54市町村あるわけでありましてけれども、この海部郡だけがやはり都市計画税の導入、津島市を除いて都市計画税が今導入されていない。愛知県の北のほう、長野県の県境の北設地域は、都市計画税が導入したくても対象の事業ができない、そういう事情がありまして、それはそれぞれの自治体で事情があるというふうに考えてございます。

ここまで皆様方にいろんな経緯、経過をご説明を差し上げ、単に税金を上げるということではなくて、皆様方からいただいた基本的に地方税ですね、固定資産税、住民税、これを皆様方にしっかりと平等感も持っていただくような、そんな使い方をこれからもさせていただきたいのと、あくまでも目的税でありますので使う税は決まっております。が、しかし、それをやることによって皆様方からいただいた一般会計、一般会計の予算から繰り出すことがそこで少なくなります。そうすると、真に住民サービス、民生費も含めてであります、真に住民サービスに寄与できるのではないのかなということも思っておりますとともに、今まで蟹江町が下水道だとかいろいろところで起債をしてまいりました、いわゆる借金ですね、俗に言う借金で、その起債の返還にも実は当てることができるわけであります。全てではありません。ですから、一般会計も守ることもできるし、起債を償還できるというメリットもございます。そういう意味で、しっかりと説明をする、町民以外の方も市街化区域に土地をお持ちの方がおります。この方についても丁寧なご説明をさせていただくことをお約束したいというふうに思います。

いずれにいたしましても、大変重要な決断をさせていただきました。これも将来の蟹江町を担う子どもたち、そしてここまで蟹江町をしっかりとつくっていただいた、基盤づくりをしていただいた高齢者の方にもしっかりと恩恵を寄与できるような、そんな税にしていきたいなというふうに考えてございますので、何とぞご理解とご協力、どうぞよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○3番 志治市義君

都市計画税再導入について、様々な観点から疑問点をお伺いいたしました。また、町長さんの思い、よく理解をいたしました。本日もご答弁いただいたことをよく検討して、私なりの考えをまとめていきたいと思えます。

そして、この条例が施行されることになったときは、ぜひともこの都市計画税について町民が納得する予算立て、そして、その適正な執行を心がけていただき、町民がより豊かに暮らせるようにしていただきたい。町がさらに発展するように、この税金を使っていただきたいと思えます。何とぞよろしくお願ひいたします。丁寧なご説明、ご答弁ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で、志治市義君の質問を終わります。

質問3番 板倉浩幸君の1問目「1人4万円の定額減税について」を許可します。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、1問目「1人4万円の定額減税について」と題して伺っていきます。

この定額減税ですが、その事務を担う中小業者から疑問や懸念などが多数寄せられています。今回の定額減税ほど、矛盾に満ちたものはないのでしょうか。多くの税理士からも、減税で賄い分を給付するなら最初から全て給付にしておけばよかったのにとの声が出ているほどです。

増税内閣という批判をかわすために、大企業などでボーナスが支給される6月から何としても減税の恩恵を与えたいという岸田文雄首相の思惑につき合わされ、従業員を雇っている企業と地方自治体が実務とコストの面で大きな負担増を押しつけられることになっております。こうした行政コストは国民の税金に跳ね返るわけですから、何のための減税かと言いたいぐらいであります。

国会答弁でも鈴木俊一財務大臣が、ソフトウェアを活用される場合には事務負担が抑えられると言っていますが、国がソフト導入を促し、今回の定額減税で大もうけをするのは、給付ソフトなどを開発している大手ソフト会社でしょう。導入したソフトクラウドでつながると税務情報が国税当局にも筒抜けになるわけですから、何をかを言わんやです。消費税、インボイス、電子帳簿保存法、そして定額減税と、企業はとんでもない負担を強いられ続けています。行政デジタル化に対応できない特に中小業者は、もうつぶれると言っているのと同じです。納税者、中小業者が恩恵を感じられる経済対策を行うべきであります。

その定額減税が6月1日に始まり、所得税と住民税を合わせて1人4万円、本年の納税額

から差し引き、物価高に苦しむ家計を支援する目的としております。

まず、定額減税って何ということでお伺いをしていきます。

この定額減税はどのような内容のものなのか、お聞かせをお願いいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

ご質問のございました、定額減税とはどのようなものかについてお答えいたします。

定額減税とは、令和6年分の所得税、令和6年度分の個人住民税について、納税者及び同一生計配偶者または扶養親族1人につき、所得税額から3万円、個人住民税所得割額から1万円を控除するものです。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

それでは、この今の同一生計配偶者、本人もそうですし扶養親族という話が出ました。どのような方が対象になるのか、また、対象になる人の人数をお聞かせをください。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問のございました、定額減税の対象者についてお答えいたします。

納税者については、前年の合計所得金額が1,805万円以下、給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下である場合に限られます。また、同一生計配偶者や扶養親族は、日本国内の居住者に限られます。

人数ということですが、定額減税の対象者数ということではよろしいですかね。定額減税の対象者数についてお答えいたします。

令和6年度の住民税のデータになりますが、定額減税の対象者数は納税者数が1万9,047人、控除対象配偶者数が3,330人、扶養親族が6,707人、合計2万9,084人となります。定額減税の税額でございますが、基準日である令和6年6月3日時点では、総額で2億8,058万5,000円、うち町税分は1億6,837万円、県税分は1億1,221万5,000円となっています。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

金額までお答えしていただきました。

先ほど答弁の中でも同一生計配偶者また扶養親族という言葉があるんですけども、もうちょっと詳しくお願いをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の方を言います。扶養親族とは、納税者と生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の方を言います。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

それでは、この定額減税の実施時期と実施方法、ちょっとややこしくて分かりづらいということもありますので、伺っていきたいと思います。

給与所得者、また公的年金所得者、個人事業主が対象とする場合、それぞれの所得税また住民税の減税の内容はどうなっているのか、お願いいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

ご質問のございました各種所得者の所得税、住民税の減税の内容についてお答えいたします。

給与所得者に係る所得税の定額減税は、令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等につき源泉徴収される所得税等から控除され、控除し切れない場合は、以後順次控除されます。

次に、給与所得に係る住民税の特別徴収の場合は、令和6年6月分は徴収されず、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11カ月でならすこととなります。

公的年金等の受給者に係る所得税の定額減税は、令和6年6月1日以後、最初に支払われる公的年金等につき源泉徴収される所得税等から控除され、控除し切れない場合は、以後順次控除されます。

次に、公的年金等の受給者に係る住民税の特別徴収の場合は、定額減税前の税額を基に算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除し切れない場合は、以後順次控除されます。

事業所得者等に係る所得税の定額減税は、原則として令和6年分の所得税の確定申告の際に所得税額から控除されます。

次に、事業所得者等に係る住民税の普通徴収の場合は、定額減税前の税額を基に算出された第1期分の税額から控除され、控除し切れない場合は、以後順次控除されます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

聞いていても分からなくなっただけけれども、ちょっと整理すると、今答弁もらったように、主な対象者は給与じゃなくて年収が2,000万円以下の納税者本人とその扶養家族で、年金受給者も対象になります。税額の仕組みで言うと、例えば給与所得者の方で妻と子ども2人がいる4人家族の場合、ここでいくと4人分の4万円で年間の減税額は16万円、所得税が12万円と住民税が4万円となります。

その減税がどう行われるかというと、所得税については1人3万円なので、4人分で12万円、これが6月分の給与やボーナスから減税され、所得が多い人は6月で全額減税される場合もありますし、減税し切れない分は翌月以降に繰り越して12万円に達するまで減税されます。

住民税については、1人1万円なので、今回のたとえでいくと4人で4万円が減税されます。定額減税が始まる6月は、住民税の特別徴収はありません。これは、減税の実感をして

もらうのが狙いみたいであります。

7月以降は均等に減税されることになり、個人事業主は、所得税については、令和6年分の確定申告、来年なんですけれども減税を受けることになり、住民税は6月の徴収分から減税され、年金受給者の年金の支払いが2カ月に1回の偶数月なので、所得税は6月、減税し切れない分、8月以降に繰り越されるということでもあります。

そこで、個人事業主ですが、令和5年分の確定申告、今年の3月15日までにした人で予定納税がある人があります。この予定納税がある場合はどうなるのか、お願いをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のございました、所得税の予定納税がある場合についてお答えいたします。

所得税の予定納税の対象者の方については、確定申告での控除を待たずに、令和6年6月以後に通知される第1期分予定納税額から本人分に係る金額が控除されます。

なお、同一生計配偶者または扶養親族に係る金額については、予定納税額の減額申請の手続により控除することができ、第1期分予定納税額から控除し切れなかった場合には、第2期分予定納税額から控除いたします。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

ということです。

そこで、国税の所得税について町で地方税のことで聞くのかということになると、やっぱり一番身近に感じるのが蟹江町だと思いますので、国税、所得税を含めて今質問をしております。

本当は、個人事業主も自営業やりながら途中働いているよとか、給与所得、年金もらいながら働いているよとなってくると、その辺の質問をすると切りがないし、多分税務署に聞いたほうが早いですよという話になるかもしれませんが、本当にややこしい定額減税であります。

そこで、また、ちょっと1つとして、従業員がいる事業者、企業含めた中小企業、大企業も含めて。これについてどう対応すればいいのか、お願いをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のございました、従業員のいる事業者の対応についてお答えいたします。

所得税につきましては、従業員のいる事業者の方は、令和6年6月1日以後最初に支払う従業員の給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額を控除することになります。6月の源泉徴収税額から控除し切れなかった定額減税額は、以後順次控除することになります。

次に、住民税につきましては、従業員のいる事業者の方は、役場から届いた特別徴収税額の決定・変更通知書に基づいて納入していただくこととなります。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

そのようで、従業員は給与所得者に当たりますので、先ほど答弁があったように、法令で6月1日以降に支給する給与や賞与から生じる源泉所得税をその人の減税額に達するまで、1回で終わっちゃう人もいますし、達しない場合は毎月控除をしなければなりません。つまり、従業員の定額減税は、事業主が管理をしなければならないことであります。また、従業員に扶養親族がいれば、本人を含めた人数を事業主が処理手続きをしなければなりません。15歳未満で扶養控除を受けられない年少者についても定額減税の対象となります。年末調整と個別の管理を事業者は新たに強いられます。

そこで、事業主の負担増、毎月毎月控除をやって大変ですので、これを事業主の負担増を考えて、定額減税をもう毎月するのではなく年末調整だけやって対応していけないのか、お願いいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のございました、定額減税を年末調整だけで対応してはいけないのかについてお答えいたします。

今回の定額減税は、デフレ完全脱却のための総合経済対策として行われており、国税庁ホームページには、所得税の定額減税の実施は、令和6年6月の給与から行うこととされています。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

6月1日以降にやりなさいとなっています。法令上ですよ。年末調整だけで定額減税を法令上は行うことになっていません、そのようにね。だけど、罰則規定もないんですよ。今年度限りの定額減税のために、手で計算する人もいますし、給与ソフトを改修したり、減税額を事業者が管理する手間は、一人一人管理する手間は相当のものであります。もし定額減税するのを忘れていても、年末調整で減税を、罰則がないということで減税を行えば、従業員の救済になることは知っておいたほうがいいと思います。

そこで、次です。

減税し切れない場合、先ほどずっと個人事業主から給与者、年金受給者どうなっていくんだということを聞いて、減税し切れない場合や減税できない場合について、全く所得税が発生してないとか、についてお伺いをいたします。

この定額減税がし切れない場合には調整給付、議会でも話が出ております。調整給付としているが、具体的なことはどうなのか、お願いをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のございました、定額減税し切れない場合の調整給付についてお答えいたします。

令和6年6月以降、定額減税し切れないと見込まれる方に、令和6年に入手可能な課税情

報を基に1万円単位で差額を給付するものです。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

1万円単位で、引き切れない場合だね。1万円単位で切り上げて支給するんだったね。だから、住民税でいくと、全体で4万円なんだけれども、4万円以上給付の人もいるということだよ。まあ、その辺はともかくとして。

ここで、この調整給付なんですからけれども、申請って必要ですか、お願いいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のございました、調整給付の申請方法についてお答えいたします。

令和6年7月下旬から8月上旬頃、まだちょっと日付は決まっておきませんが、その頃に調整給付の対象者の方に対しまして確認書を送付する予定です。内容を確認していただきまして、署名等をしてご返送いただいた方に対して、順次調整給付金を振り込みます。なお、申請期限は10月末までとなっております。

また、確認書が提出されていない方に対しては、勸奨通知を送付する予定です。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

確認書、今までの非課税世帯とか均等割のみの世帯と同じように、確認書を送って返信してもらって、それで給付してもらえという流れですね。

じゃ、今まで定額減税の中身から調整給付の話をしてきました。

ここで、総務部長にもお願いをいたします。今まで話ししてきて、減税し切れない場合や減税対象者から漏れている場合には、調整給付を行うことに今なっています。もはや減税なのか給付だけなのか、給付の人もいるし、減税と給付の方もいるし、減税だけの方もいるし、もう給付だけの方もいる、そんなことであります。

ここでちょっと聞いておきたいのは、自治体にも大幅に負担増になりますよね。先ほど事業者に一人一人の従業員の税額を送る、そのような手間、また、事業者には先ほど話してきたような内容で大きな負担となっております。このことについて、町として特に税金を扱う総務として考えをお願いいたします。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご質問のありました、自治体や事業者の負担についてお答えさせていただきます。

今回の定額減税やそれに伴う調整給付につきましては、仕組みがかなり複雑であると感じております。事業者の方につきましては、給与明細に定額減税を記載する必要もありますので、事務の負担となっているということは想像しております。

定額減税や調整給付は、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、

デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度の税制改正に盛り込まれ、法令などに規定されたものでございます。

町としましては、税制改正の趣旨を実現させるため、事務を適切に実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

町としても負担になるんだけど、先ほど部長が言ったとおり、デフレを脱却するために。でもね、これ今現時点では今年度限りなんだよね。来年もやるかどうかと今国会でも話が出ているんですけど、とても今の物価高を脱却するではどうなのかなということがあります。

僕も自営業者であるし、議員の皆さんでも商売やっている方もいます。

そこで、この自営業者で白色、また青色の申告をしている方がいらっしゃいます。この白色と青色の事業の専従者についてお伺いをしていきます。

定額減税の対象者に白色事業の専従者、一部青色事業の専従者もそうですけれども、これについて定額減税の対象になるのか、また、調整給付の対象になるのか含めてお願いをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

質問のございました、定額減税や調整給付の対象に事業専従者は入るのかについてお答えいたします。

青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者は、定額減税や調整給付の対象者から除かれております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今答弁あったように、今の段階では除かれています。国民全体に物価高からデフレ脱却を言うんだったら、これも本当、特に白色の専従者ね、控除で確定申告でも86万円の控除を受けている方が、今のところ対象になっていない。

そこで、今国会やっていますけれども、国会の4月12日の質問で、所得税法第2条、所得税法に記載されている要綱を定義している条文で第33項、同一生計配偶者、第34項で扶養親族について記述し、どちらの条文も事業専従者として控除を受けている場合は、扶養家族、配偶者及び親族ですけれども、の対象としないと定めています。財務省もこの基準に従うため、今回の定額減税で事業専従者は減税の対象にならない、答弁があったように、ならないとしています。物価高対策として国民を対象とする制度なら、サラリーマンも自営業者もフリーランスも同じように支援をするべきと国会で質問をされています。

そこで、もう少しお聞きをいたします。

白色事業専従者、また青色事業専従者の一部が定額減税から排除されている問題、私は問題と言いますけれども、問題で、給付金の対象は実務を担う自治体の執行可能性に配慮しつつ、現在検討を行っている、先ほどの4月12日の政府の答弁でもありました。減税の対象となる事業専従者には、給付対象とする方向性的なことはあるのか。今の給付金の対象は実務を担う自治体の執行可能性にも配慮しつつ現在検討をしている、このことについて何か町にも話があるのか、お願いをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

ただいまご質問のございました事業専従者の方を調整給付の対象にするかどうかという通知が来ているかどうかです。こちらのほうには、青色事業専従者の方などを定額減税や調整給付の対象者とするかどうかについては、今のところ国からは通知は来ておりません。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今の段階では、国からの話、通達は今のところないようですけれども、先ほどの4月12日の質問から、国会ですよ、もう一步進んで、白色事業専従者と青色事業専従者の一部が定額減税の対象になっていない、対象外となっていることで、5月28日、最初の質問から1カ月ちょっとたっているんですけれども、このときの政府の答弁を少しお話しをしたいと思います。

5月28日の政府の答弁では、定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付は、6月以降減税し切れないと見込まれるおおむねの額を給付としていくとし、当初の見込みと異なるなど減税や給付が十分できない場合には、減税額が確定をする令和7年に不足分を給付をする。この定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付は、事業専従者を含め、制度上、本人としても扶養親族としても定額減税の対象とならない場合などに適切に給付で対応することができるよう、来年に向けて準備を進める。給付額については、1人4万円とすると答弁をしております。

事業専従者を含め、制度上本人としても扶養親族としても定額減税の対象とならない場合などに適切に給付で対応する今の中身についてご存じなのか、お願いをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今のご質問で、国会でのやり取りにつきましては、申し訳ございません、分かっておりませんでした。

以上であります。

○6番 板倉浩幸君

最近の国会の中身ですからね、あまり情報がないと思います。多分この方向で、今後来年に向けて、これ鈴木財務大臣の答弁ですので、まず確実にそのような流れになってくるんじゃないかなと思います。

そういうことで、ぜひね、今までおかしいんじゃないかということで運動してきた中で、そういう一步を踏み出したというところがあります。

また、これね、多分調整給付が事業専従者が対象となってきた場合、また、来年も自治体も多分パニックになる。また仕事が増えるということもありますけれども、ぜひ多分、通知が来て、どういう流れになっていくかはちょっと分かりませんが、その辺をぜひ注意してやっていただきたいと思います。

それでは、いろいろ聞いてきました。通告には町長に聞かない予定でしたが、この定額減税、町長も商売やっていたりして、給与所得者の方も職員の方も6月の給与明細書に定額減税分が載っているという話ですので、この辺を含めて給付なのか減税なのかよく分からないというところがありますけれども、その点について、今次長から部長も答弁ももらっていますけれども、町長の今の思い、思いというか考えていることがあったらお願いいたします。

○町長 横江淳一君

通告はいただいておりませんが、考え方を述べさせていただきたいと思います。

ご存じのように定額減税、これ国の施策であります。内容いい悪いについては、我々が今ここでしゃべる材料は持っておりません。

しかし、先ほど来ご議論いただいておりますし、都市計画税のこともそうであります、税というのは本当に大切なものであります。国税、県税、町税に至るまで、やはり町民の皆さん、市民の皆さん、県民の皆さん、国民の皆さんからいただいた税金は、それぞれの皆さんに還元をし、すばらしいまちづくり、県づくり、国づくりをする原資でありますので、その内容についてはいろいろあるかも知れません。

ただ、どこの首長さんも今多分思っているんじゃないかなと思います。非常に煩雑な作業が急激に自治体に来ていることは事実であります。地方分権という言葉が躍った時代から、何かもう皆さん忘れてしまったのかな、中央集権という時代にひょっとしたら戻りつつあるんじゃないか。でも、やっぱりデータの管理をする意味でいけば、あまり情報が拡散して、それが世間に漏れてしまうようなことがあっても、これもなりません。

そういう意味で、今回のことについては、粛々と国からいただいた施策を町民の皆さんのために発揮をする、これが今我々の唯一できることではないのかなと、こんなことを思っております。よろしく申し上げます。

○6番 板倉浩幸君

今町長の答弁のように、コロナ禍を経て、本当に最後のしわ寄せがもう自治体に来るんですよね。調整給付の話からこの減税、また非課税世帯とか10万円給付、給付がいろんなことが、最後のシステム改修もしながら莫大な税金を使っているんですよね。その辺をどう捉えていくかということを考えていかなければいけないのかなと思います。

物価変動を考慮した1人当たりの実質賃金は、前年比2.5%減となり、2年連続で前年を下回り、リーマンショックなどにより景気が低迷した時期を越え、過去最長を更新したということでもあります。物価高騰に賃金の上昇が追いつかない状況が2年に及び、家計悪化に歯止めがかからない状態が続いています。

今年の春闘では、大企業の正規労働者を中心の大幅な賃金も行われていますが、この大幅賃金は、全労働者の約4割を占める非正規労働者や全労働者の約7割を占める中小企業で働く労働者にはほど遠いと思います。

個人消費の低迷の背景には、異常な物価高、政府はこの対策として、今回質問した定額減税もですが一時的な対症療法に過ぎません。減税の実施とほぼ同時期に電気・ガス料金にも政府の補助金が終わっております。そして値上げとなります。食料品などの値上げも、いまだ収束する気配がありません。

みずほリサーチ&テクノロジーズの試算によれば、24年度の2人以上の世帯の家計支出が、前年の23年度に比べ10万円余り増える見通しということでもあります。物価高で苦しむ国民生活に対して、何ら有効な対策も打ってこない政権であります。そして、今後増税も控えております。

そのようなことで、この定額減税についていろいろ質問をしてきました。

以上で、定額減税また調整給付についての質問を終わります。

○議長 水野智見君

以上で、板倉浩幸君の1問目の質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は11時5分をお願いします。

(午前10時54分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

○議長 水野智見君

板倉浩幸君の2問目「都市計画税の再導入について」を許可します。

○6番 板倉浩幸君

6番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、2問目として「都市計画税の再導入について」と題して伺っていきます。

先ほど志治議員からも都市計画税の再導入の質問がありました。重複する質問も多々ありますので、再度答弁をよろしくお願いをしたいと思います。

令和5年12月議会の全員協議会にて報告があり、説明が初めてありました。都市計画税の再導入ということもあり、新聞記事にもなり、そして、2月に3回の住民説明会を行い、3月議会での町長の施政方針でもありました。また、5月の臨時議会では、住民説明会の意見

の取りまとめの報告を受け、今議会に上程され、審議をされています。

12月議会の全員協議会、全協では、歳入確保の強化方策検討チームの設置と取り組み状況についてとして、歳入は限られる中、福祉やまちづくりに関する経費が増大するなど、今後とも一層厳しい財政状況が続くことが見込まれる状況を受け、歳入確保強化方策を検討するための検討チームの設置として2つの個別チームを立ち上げ、課題に取り組み、その1つに町税の在り方検討チームとして自主財源としての町税に着目する中で、平成5年度まで18年間課税をしていた都市計画税について調査研究をし、蟹江町における都市計画税の経緯、導入の必要性、事業効果、愛知県内における課税状況の報告がありました。そして、今議会の最終日、25日の最終日に審議、採決であります。

それでは、都市計画税について伺っていきます。

そもそもこの都市計画税とはどのような税なのか、再度になりますがお願いをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

ご質問のございました、都市計画税とはどのような税かについてお答えいたします。

都市計画税とは、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために市町村が課税する目的税です。市街化区域内にある土地・家屋が課税対象となり、その土地・家屋を所有する方が納税義務者になります。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

今どのような方に課税されるのか、市街化区域の方ですよという答弁ありました。今聞こうと思ったんですけども、再度どのような方に課税をされるのかお願いしたいのと、税率、また課税した場合の税収、これについても再度お願いをいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

課税の対象者の方は、市街化区域内にある土地・家屋が課税対象となり、その土地・家屋を所有する方が納税義務者になります。

都市計画税の税率ですが、制限税率は0.3%となります。

令和5年度のデータを用いて税率0.3%で試算したところ、税収は約3億9,000万円になると見込んでおります。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

0.3%で税収自体は都市計画税導入した場合3億9,000万円ということで、どのような方に課税されるかということで、少し確認をしたいと思います。

今、都市計画図をいただきました。これについてというか今これで言うと、この黒い線が蟹江町であります。黒い線ですずっと囲ってあるのが蟹江町で、市街化区域というのが、色がついた部分が市街化です。ここで所有している土地・建物に課税をしていくわけで、あと、

追加で富吉の南が市街化区域になります、ちょうどこのペンで赤く示したところですけども。ということで、このような方々から課税をするということになってきます。

そこで、再度ちょっと確認をしたいんですけども、都市計画税は都市計画事業また土地区画整理事業の費用に充てるために市町村が、蟹江町ですけども、課税をする目的税であります。税収は市町村税収の規模では、町民税、また固定資産税に次ぐ位置を示しています。また、自治体による都市計画事業の貴重な財源であるともされております。このような目的税、貴重な財源ということですのでよろしいですね。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今ご質問ございました都市計画税の意味合いですけども、貴重な財源というふうに認識しております。

○6番 板倉浩幸君

都市計画税は、標準税率の定めがありません。制限税率、蟹江町は0.3%、制限税率のみが法定されており、地方税では都道県と市町村の個人住民税、所得割、均等割や法人住民税、法人税割、均等割、都道県の事業税、市町村の固定資産税等の基幹税目を中心とする多くの税目でこれら標準税率が設定されています。税率の目安として標準税率が定められていない税目は、この地方税の中で都市計画税と珍しい存在であると言えます。

都市計画税の税率の設定は条例事項であり、市町村は課税の良否を含め、制限税率の範囲内で税率水準をどの程度に設定するかを決定することができ、これは、都市計画税による調達すべき財源が個々の市町村における都市計画事業等の状況により大きく異なるため、標準税率や一定税率の考え方になじみにくい面があるとの理由によるものであります。

都市計画税の課税対象は、都市計画区域のうち原則として答弁のように市街化区域内に存在する土地及び家屋であり、課税標準は同区域内の土地及び家屋の価格とされ、その価格は固定資産税の課税標準となるべき額とされ、また、都市計画税の賦課徴収は、特別な事情がない限り固定資産税と合わせて行われます。

都市計画税の課税根拠は、都市計画事業等の実施に伴う土地及び家屋の所有者の受益にあるとされ、すなわち、都市計画事業等が実施されると一般に住宅環境の改善、また、土地利用の増進等を通じ土地及び家屋の利用価値や物価が上昇し、所有者の利益が上昇すると見込まれます。都市計画税は、このように受益関係に着目して課税される応益税としての性格を有すると言われております。

それでは、次に、蟹江町における都市計画税の経緯をお願いいたします。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

ご質問のございました、蟹江町における都市計画税の経緯についてお答えいたします。

まず、昭和45年3月に蟹江町都市計画税条例が制定、公布されました。

昭和51年度から課税を開始し、平成5年度まで18年間課税していました。

平成5年12月議会において、蟹江町都市計画税条例を廃止する条例が可決され、平成6年度から廃止されました。

現在、令和6年6月議会において蟹江町都市計画税条例の制定について議案を提出させていただいているところです。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

蟹江町は当初導入されていました、18年間課税をしてきて廃止になったんですけれども、どうして廃止かというのはさておいて。

では、再導入の必要性、また効果として何があるのか、お願いをいたします。

また、導入によって捻出されてくる一般財源はどのように活用していくのかについてもお願いをいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、再導入の必要性について、まず答弁させていただきます。

蟹江町は、これまでも新たなまちづくりとして土地区画整理事業や都市計画道路、公園、下水道の整備を進めてまいりましたが、いまだ道半ばであり、これからも継続して新たなまちづくりに取り組んでいく必要があります。

また、それだけではなく昨今の集中豪雨などの自然災害や南海トラフ地震への対応、公共施設を含めたインフラの老朽化への対応もまた喫緊の課題となっており、それらの財源を確保することが必要となっております。

続いて、効果についてご説明させていただきます。

年間約3億9,000万円の税収を見込む都市計画税を都市計画事業等に活用することで都市計画事業等を健全に進めるだけでなく、今まで都市計画事業に充てていた分の一般財源が捻出されることで、老朽化が進行する道路、橋りょう及び公園施設の維持補修や狭あい道路の解消、災害時に備えた道路の安全性の向上や住環境の改善を図ることができます。

また、今後増大が見込まれる社会保障関連費用や次世代のための教育分野に要する費用の確保の観点からも財源確保は重要な課題となっており、都市計画税の導入より捻出された一般財源を活用して、持続可能な財政運営に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

再導入になっている必要性と効果、また、今まで充ててきた都市計画事業費の部分、一般財源をこれから充てて、一般会計で捻出される事業、今までの都市計画道路や補修もそうですし、これからの民生費ですよね、実際には。教育も含めて、その辺で考えていきたいということでもあります。これからその辺はどう使っていくかというのは、議論となっていくと思います。

これから質問していくことは、都市計画税自体どうなのか、私の考える課題についてお伺いをしていきます。

都市計画税は、都市計画事業また土地区画整理事業の費用に充てる目的税であることから、その用途として対象となる事業に要する費用の範囲もあります。都市計画税を充当できる事業に要する費用の範囲については、地方税法の施行に関する取扱いについてで詳細な規定が設けられています。

総務省の通達によれば、1つとして、実施済み、実施中、実施予定の事業に必要な直接または間接の費用であり、借入金の償還費等も含まれること、先ほど町長答弁あったように借り入れの償還費も含まれます。2つ目として、事業の施工主体にかかわらず市町村の都市計画区域内で行われている都市計画事業等の実施に必要とする費用であること。3つ目として、国の負担金や受益者負担金等の特定収入がある場合は、それを除いた額を都市計画税の財源に求める部分とすることが規定をされています。

では、都市計画税収の都市計画事業費等に対する充当割合についてお伺いをいたします。

先ほど志治議員からの質問でもそうですし、次長からの答弁で、都市計画税が導入された場合、収入として3億9,000万円。ただ、都市計画事業全体が4億円から5億円ですよということで、蟹江町では、この都市計画税収は都市計画事業費に対する充当割合が低く、都市計画事業費等に必要な財源の一部しか補えません。これについてどう考えているのか、お願いをいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいまご質問の充当割合、必要な財源についてご質問ありました。

まず初めに、都市計画事業の事業費、先ほど都市計画事業費、年間4億円から5億円という表現がありましたが、厳密に言いますと、事業費のうち国・県の補助金等や地方債などの他の財源を除いた都市計画税の充当対象となる額が、令和2年度から4年度までの実績では年間4億円から5億円で推移しておるということになります。

これに対し、都市計画税の税率を0.3%として試算した税収の見込額は年間3億9,000万円となっており、お見込みのとおり、都市計画税の収入で都市計画事業費の全てを賄うことはできません。導入後についても、不足分については一般財源を投入し、計画的に事業を進めていく必要があります。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

そうなんですよ。国の補助とかいろいろ除いて、令和6年度の予算でも事業費全体は10億円ぐらいあるんですよ。そのうち補助や何か、交付金等を除いていくと、大体4億円から5億円ですよということで、そのうち3億9,000万円ということでもあります。

そこで、答弁あったように、必要とされる財源の規模に対して制限税率が十分に高くない

という指摘もあります。自治体ごとの税収の事業に対する充当割合では50%未満、蟹江町はそれからいくともうちょっといいんですけれども、となっている自治体が全体の半数以上です。とって、制限税率0.3%を上げるというわけじゃなくて、この辺について0.3%の制限税率について、補い面も含めて、この辺についての考えをお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

先ほどのご質問の内容につきましては、制限税率0.3%で充当事業に関して補えないということについての考え方ということですね。ご答弁させていただきます。

先ほども答弁させていただいたとおり、まず、制限税率0.3%での税収3億9,000万円で、充当できる都市計画事業が4億円から5億円ということで、一般財源を投入をして計画的に事業を進めていきたいということが答弁となります。都市計画税なしで今後も一般財源を投入していくということであると、計画的な事業を進めることができませんので、0.3%の都市計画制限税率の中での事業費で確実に事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

今質問したのは、じゃ実際にやっぱり補えない面があるということで、本当にその辺について制限税率0.3%いっぱい賦課していくんだけれども、本当にどうなんだということについてお聞きをしました。

では、次に用途の明確化です。都市計画税収は、都市計画事業等の実施に必要とする費用にのみ充当できるものであることから、その用途について明らかにする必要があると言えます。用途の明確化が求められる背景には、都市計画税と固定資産税には、前者、都市計画税が用途を都市計画事業費等に限定する目的税であるのに対し、後者、固定資産税が用途を限定しない普通税ですよ、であるといった違いがある一方、都市計画税は固定資産税と同一の課税標準を使用するのに加え、原則として固定資産税と同時に賦課徴収することと規定をされています。こうした事情から、都市計画税は納税者として固定資産税の上乗せ税と認知されがちであると言われております。

都市計画税収の用途について、都市計画事業等に充当されずに、固定資産税と同様に一般財源として使用されているのではないかとの疑念を持たれないよう、自治体が議会や住民に対して十分な説明責任を果たす必要があります。

そこで、お聞きをします。

目的税である以上、用途を明確にするための措置をする必要があります、議会や住民に対して十分な説明責任を果たす必要があります。このことについてお願いをいたします。

また、用途を明確にするのみならず、他の事業への流出を防止するために特別会計、国民健康保険、介護保険などの特別会計を設けて一般財源と分離管理するための措置を講じる必要はないのか、この点についてもお願いをいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいまの、まず、議会や住民に対して十分な説明責任を果たす必要があるが、どうかというご質問について、まず答弁させていただきます。

都市計画税は、用途が特定されている目的税である以上、徴税目的に従って適切に運用されることが当然であり、充当が認められている都市計画事業費以外の事業費に充当してはなりません。

これらのことから、議会や住民の皆様への説明責任を果たすため、都市計画税の用途の状況を毎年度決算書の補足資料として、具体的には主要施策成果及び実績報告書においてお示しをさせていただくとともに、町公式ホームページにおいても広く公表をさせていただく予定です。

また、特別会計を設ける必要はないかというご質問だったと思いますが、そちらについても答弁させていただきます。

特別会計とは、市町村が特定の事業を行う場合や特定の歳入を特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区別して経理する必要がある場合に設置される会計です。特別会計は、法令で設置が義務づけられているものだけでなく、市町村が条例で設置することもできますが、都市計画税の用途の明確化については、特別会計を設置するのではなく一般会計予算内でしっかりと分別管理し、さきにも申し上げたとおり、毎年度、都市計画税の用途の状況を報告させていただきながら、他の事業へ流用することがないように、厳格に運用管理を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

都市計画税収の用途の明確化について聞いてきています。

今答弁あったように、総務省の通達にも、その取り扱いに関する規定が置かれています。具体的には、特別会計を設置して経理を明確化に区分するか、そうでない場合は、予算書や決算書等において特定財源であることを明示するとともに、住民に対してその用途を周知する必要があるとしています。

蟹江町では、今言ったように、そうでない場合の予算書や決算書、決算書の補足資料として説明をしていくということでもあります。

そこで、県内、海部地区が結構都市計画税が導入されていないんですけれども、津島市を除いてね、県内で特別会計を設けているところという自治体があるのか、お願いをいたします。

○総務課長 藤下真人君

県内でこの都市計画税の事業費を限定しての特別会計というものは、設置は県内ではございません。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

そういうことで、蟹江町も決算等で情報を出していくということで。

ちょっと僕も頭の整理をするのに、特別会計と言っているんだけど、一般会計とね。一部、特別会計と言っているのか、ちょっとその中身が曖昧なところがあるかもしれないけれども、稲沢市やほかでもやっているところありますよね。そこって、どういうのなんですか。

○総務課長 藤下真人君

先ほど答弁させていただいた都市計画事業に限定したものの特別会計というものはございません。都市計画事業の中の土地区画整理事業に基づいた特別会計ということで、限定された事業についての特別会計を設置されているようです。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

都市計画税としての特別会計はないということなんだね。都市計画事業全体、区画整理事業もそうですが、事業の特別会計を設けている自治体はあるよという認識ですね、それでいいんですね。

そういうふうに蟹江町、そこまでするんじゃなくて、一般会計でもちゃんと補足資料、事業報告書、そこでちゃんと明記していくということです。

それでは、都市計画税をめぐる課題でもう一つあります。受益者負担金との二重負担の問題であります。

下水道事業に係る受益者負担金があります。下水道受益者負担金は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者がある場合に、その利益を受ける制限において受益者に当該事業に要する費用の一部を負担させることができるとの規定を根拠に下水道受益者負担金があります。下水道事業にその財源を充てることができ、自治体が同一の受益者に対して都市計画税と下水道受益者負担金を二重に課する場合に、この二重負担が妥当であるかという問題があります。

そこで、都市計画税と下水道の受益者負担金、同一の受益者に対して二重に課するのは妥当なのか、お願いをいたします。

○下水道課長 北條寿文君

それでは、受益者負担金制度についてお答えをさせていただきたいと思います。

公共下水道が整備されますと、特定の地域において環境が改善され、未整備地区に比べて生活の利便性や快適性が向上します。結果として、当該地域の資産価値が上がり、その利益を受ける方の範囲が明確であることなどの理由から、受益者負担金制度が採用されています。

この受益者負担金は、下水道事業という特定事業の経費に充てるため、下水道の受益を受ける特定関係者の土地に対して一度限り賦課するものであり、下水道工事費の一部に充てさ

せていただきます。

したがいまして、目的税として他の都市計画事業経費にも充てることができ、かつ毎年度賦課する都市計画税とは性質が異なるものであります。

下水道事業という特定の事業により特別の利益を受ける方々に応分のご負担をいただくことは、全体の負担公平の観点からも妥当でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○6番 板倉浩幸君

この質問は、委員会のときにも質問しました。

ただ、都市計画税と下水道受益者負担金については、負担については、何かどうしても、今土地の利用価値や地価の上昇にもつながるしということがありました。1回こっきりの受益者負担金ですのでご了承していただきたいということなんですが、じゃ、実際に都市計画税が導入されると、この目的も市街化ですよ、市街化区域を優先的に整備していくということなんです。下水道事業についても、まず市街化を、まだ市街化終わってない地域もあります。その目的で、じゃ何で都市計画税で、これ毎年ですよ、廃止になるまでずっと続きます。ただ、受益者負担金については一度こっきりということでご了承していただきたいというのが、なかなか二重の負担になるということが考えられます。

愛知県でも受益者負担金、隣の弥富市なんかはもともと取ってないんですよ。名古屋市でも取ってないけれども、一部負担しているところはあるということで、その辺についてこれから、今まで受益者負担金取ってきたから今後も続けたい、都市計画税も導入したいということなんですけれども、この辺についてももう少し土地の価値、今答弁あったことですが、もうちょっと何か分かるように、住民にね、納得できるような説明を、僕らも受益者負担金払って、なおかつまた都市計画税かよと、どうしても言われちゃうので、もうちょっと分かりやすく説明していただけるように答弁をお願いしたいと思います。

○下水道課長 北條寿文君

受益者負担金の意味合いですとか妥当性につきましては、先ほどご答弁申し上げたところでございますが、そこがもう少し納得いくようにというところで、つい先日も今年度の面整備を行う地域について住民説明会を行い、板倉議員にも足をお運びいただき、この場をお借りしてお礼を申し上げます。その都度、きちっと我々丁寧に説明をしているつもりでございます。

まず、下水道というのは、お分かりのとおり、町内一円を一度に整備できるものではないです。整備をしたところから下水道の恩恵を受ける、まさに下水道の接続ができるエリアから資産の価値の向上という恩恵を受けるわけでございますので、したがいまして、仮に都市計画税をいただくことによって全ての下水道の工事に要する費用、この経費が全て賄うことができるのであれば、我々も受益者負担金というのはいただく必要はないかなと思いま

すが、都市計画税があり、借り入れがあり、そしてまた税金の投入もあり、そして都市計画税もその一部をいただけるというところをもってしても、なおかつ工事費というのはまだまだ膨大な額でございます。

そこで、その下水道整備に伴う受益、利益を受ける方々に特化して、その工事費の一部をご負担いただくというのが趣旨でございますので、なかなかそれ以上の説明をすることが難しいですが、そんなところをぜひご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○6番 板倉浩幸君

都市計画税の導入は、下水道整備も含めてなんですよ。そういう意味で工事費の一部をどうしても、確かに都市計画税だけでも足りない、受益者負担でも足りないということで、ぜひ今後も続けたいということなんですよけれども、その辺の問題についていろいろ考え方があると思っておりますので、またお聞きをしたいと思っております。

時間も余りないです。

次に、住民の間に都市計画税の課税に対して不公平感が、志治さんからもありました、不公平感が存在します。具体的には、都市計画事業費等の実施による利益は、課税区域の住民のみならず、ほかの区域の方の住民にもあると思っております。実施される都市計画事業等が、必ずしも課税される土地及び建物を所有する方だけではありません。

このように住民の間に都市計画税の課税に対して不公平感があると思っておりますが、この点についてお願いをいたします。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ご質問のありました、都市計画税の不公平感についてお答えさせていただきます。

都市計画税は、市街化区域内にある土地・家屋が課税対象となり、市街化調整区域内にある土地・家屋は課税対象になりませんので、そこに不公平感が生じるということは承知しております。

都市計画税は、地方税法の規定に基づいて原則として市街化区域のみに課税されることとなっております。この理由の1つとしまして、主に市街化区域内では都市計画事業など都市環境の整備、改善が行われており、市街化調整区域と比べて土地・家屋の利用価値が高いということが考えられます。

このように、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋を所有することによって得られる利用価値の向上という受益に着目して課税される税金となります。その点をご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

最初に言ったように、この辺でも市街化調整区域とどうしても市街化区域がありますので、

不公平感がどうしてもあると思います。じゃ、市街化調整区域の方が市街化区域を利用しないのかということはないと思いますし、都市計画税の制度そのものがそうですと言われればそうなんですけれども、その辺は十分分かっていただきたいと思います。

この辺の関係で地方交付税、蟹江町も交付団体です。これについて、都市計画税自体、基準財政収入額の算定があると思いますけれども、地方交付税との関係をお願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、地方交付税との関係について答弁させていただきます。

地方交付税のうち普通交付税における基準財政収入額の算定対象となる税目は、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税などとなっており、都市計画税や入湯税などの目的税については基準財政収入額の算定対象外とされています。

したがって、都市計画税の課税により基準財政収入額が増えるものではなく、地方交付税の額に影響するものではありません。

以上です。

○6番 板倉浩幸君

ということで、地方交付税で減額されちゃったら、25%しか残らなかったから意味ないんですよね。そういうことで対象でないということでもあります。

それでは、本当に最後に、住民からの声、僕らも何人かから聞いています。これについてお伺いをしていきます。

市街化編入を行う富吉駅の南地域の方で、都市計画税そのものの話は聞いたことがないということを知って、どうなんだということを知られました。また、市街化区域に住んでいる方では、固定資産税だけでも大変なのに、この物価高で毎日の家計も大変で、やめてほしい、新たなまちづくりなんか要らないということまで言われます。特に物価高による年金も給与も賃金も追いつかない状況で生活が大変苦しくなるとの声を多くの人から聞いています。

このような方々にどう応えるのか、お願いをいたします。

○副町長 加藤正人君

では、私からご答弁を申し上げます。

都市計画税の再導入につきまして、先ほどご指摘がありましたように、住民の方から様々なご意見があるのは、私どもも承知をしております。税負担が増えることでございますので、反対の方、また疑問を呈される方もいらっしゃるし、また、一方で賛成の方、あるいは、これによってまちがよくなるのであればやむを得ないという、そういったご意見も多いと認識をしております。

先ほど来、不公平感というご質問もありましたけれども、逆に市街化調整区域の方は開発が抑制をされておりますので、もし開発ができるのであれば、都市計画税を払ってでも開発を促進してほしいという、そういうご意見の方も住民説明会ではお聞きをしました。

また、原油高、物価高の関係でございますが、確かに原油高、物価高が言われてもう既に2年近く経過をしているのではないかなというふうに思っております。この間、町としても、国の臨時交付金を活用して低所得者や子育て世帯への給付金とか、あるいは給食費の半額の支援、あるいは水道料金の2カ月の基本料金の減免等、様々な取り組みを進めてきております。現在は、先ほど第1問目でありました定額減税と、それから非課税世帯の方への給付を引き続き行っているというようなところでございます。

今年の政府の骨太の方針の原案でも、物価上昇を上回る賃上げの定着ということがうたわれておるようでございますので、まずはそういった国の政策に期待をしたいと思っておりますし、そうした中で自治体としての役割があれば、しっかりと果たしていきたいというような思いを持っております。

そうした中で、今回再導入に至った経緯、また理由については、既に答弁したところでございますけれども、都市計画税はやはり今後町の財政状況のひっ迫が見込まれる中で福祉や教育サービスの水準を維持をしながら、まちづくりや災害に備えたインフラの整備を進める上で、やはりぜひとも必要な財源であるというふうに私どもは思っております。

住民の声にどうお応えしていくかということについては、やはり再導入によって増加をすることとなる財源をいかに有効に活用して、安心・安全で住みやすい蟹江町をつくっていくのか、これがやはり税をご負担いただく住民の皆様にお応えをまさにするということになるのではないかなというふうに思っているところでございます。

具体的な使い道等については、既にお答えをさせていただきましたけれども、蟹江町のさらなる発展、住民の生活環境の向上、安心への確保につながるものであるというふうに思っておりますので、貴重な財源を有効に活用して、よりよい蟹江町をつくっていききたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○6番 板倉浩幸君

副町長から、町長にも聞きたいぐらいの中身だと思います。町長からも何かあったらお願いしたいのと、多分一般質問あと（残り時間が）ありませんので、町民に対してお願いして、質問を終わりたい。町長答弁できるんだったらお願いして、私の質問を終わります。

○町長 横江淳一君

今副町長が答弁させていただきました、これが全てでございます。

ただ、下水道の受益者負担金については、ちょっと考え方が違うと思いますので、ちょっとしっかり聞いてください。

それと、名古屋市は無料ですと、あれ違うんですよ。多分議員ご存じだと思うんですけど、公共ますを名古屋市は有料で取っているんです。弥富もそうなんです。蟹江町は、公共ますまでは一切無料です。そういうことを考えると、担当課長が申し上げましたとおり、

受益を受ける方が負担をするのが当たり前だから、そこにつなぐだけの公共サービスは有料でしょうという考え方が名古屋です。お調べください。

そういうことで、蟹江町にとって1回こっきりの受益者負担金、これも下水道、私が町長に就任して以来、皆さんの協力の下やってまいりましたが、非常に厳しい状況がこれから続くと思います。特に板倉議員のあの周辺というのは、いろいろな特別な諸事情があるというのはご理解いただいていると思いますので、そこで施工範囲よりも高くつくよという、これはもう私もちょっと考えてなかったことでありますので、そういう意味においても目的税を使わせていただければありがたいと思います。

また、一般財源の確保ということも含めて、特別会計に対して、特に国保を代表するように、いつも板倉議員がおっしゃってみえる、いわゆる法定外繰り入れについても、しっかりとこれはやっていかなければいけない。国は本来特別会計に対して繰り出しをするなど言っておるんですが、国保についてはあまり強いお達しができないのも事実でありますし、急激な国保税、国民健康保険の上昇だけは避けたいということで今回若干金額的には少なくなりましたが、それも蟹江町の税収の厳しさを考えていただけるとありがたいと思います。

最後に、ちょっと答弁の中で申し上げました、蟹江町に土地を所有の方の開発を実は促すことにもなるのではないのかなということもあまして、今土地をお持ちの方が、そのままずっと長い間そのままの状態であります。これは、地域の活性化にも寄与すると思いますし、空き家の対策もこれからもしっかりとやっていかなければいけない、諸問題は山積をしておりますので、この目的税を皆様方からいただくことによって、しっかりと蟹江町の福祉も含めて行政を前へ進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長 水野智見君

以上で、板倉浩幸君の質問を終わります。

ここで、消防長、総務部次長兼税務課長、下水道課長の退席と、政策推進課長、ふるさと振興課長、教育課長の入場を許可します。教育部次長は、席を移動してください。

ここで、少し早いですが、暫時休憩としたいと思います。再開は、午後1時からです。よろしくお願ひします。

なお、一般質問された方、また今後される方、議員の皆さんにおかれましては、広報掲載用の写真撮影を行いますので、この後よろしくお願ひします。

(午前11時58分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 水野智見君

まず、午前中の志治市義君の質問に対する答弁について、訂正したい旨の申し出がありましたので、発言を許可します。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

申し訳ありません。それでは、1点訂正をお願いしたいと思います。

志治議員の6番目のご質問に対する答弁の中で、市街化区域から市街化調整区域への変更ということでお答えをしておりましたが、正しくは、市街化調整区域から市街化区域への編入でございますので、訂正をお願いいたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

○議長 水野智見君

それでは、質問のほうに移ります。

質問4番 多田陽子さんの1問目「蟹江町の少子化と移住について」を許可します。

多田陽子さん、質問席へお着きください。

○1番 多田陽子君

1番 多田陽子です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って「蟹江町の少子化と移住について」質問をさせていただきます。

議員生活が始まって1年がたちました。新しい世界で様々な経験をしながら、町長、副町長、役場の皆様や議員の先輩方が、親切にたくさんのことを教えてくださったおかげで、微力ながら住民のお役に立っていると実感できることもありました。

貴重な経験の一つに、今年の春は、蟹江小学校の入学式に議長の代理として出席させていただきました。

蟹江町の中で一番のマンモス小学校として、蟹江小学校は海部管内でも有名だったのですが、今年の入学生が70余名、特別支援学級生を除いた人数でクラス編成をするため、ついに2クラスになってしまいました。今の中学2年生のときには4クラスだったのに、クラス数でいうと半減です。

先日、1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率が1.20で、過去最低を更新、そして、今年の出生者数が、70万人を割り込む予想と発表されました。少子化の波は、私たちの想像以上の勢いをもって押し寄せていると実感せざるを得ません。

蟹江小学校区は、蟹江町の中でも肝腎要の地域であることは言うまでもありません。その小学校が2クラスになってしまったことに衝撃を受け、もっと広く町民に知ってもらわなければいけない。この事実を一般質問にて取り扱うことにしました。

最初の質問は、蟹江小学校の1年生が2クラスになってしまったという点に対し、この著しい児童数の減少の原因がどこにあると考えているかを、教育課、まちづくり推進課に質問

します。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいま質問のありました蟹江小学校区の著しい児童数の減少の原因はどこにあるかについてお答えさせていただきます。

蟹江小学校の今年度の入学児童数は、昨年度の1年生、現2年生の児童数より6人少ない人数であります。今年度の町全体の入学児童数は285人と、昨年度より20名多いのが現状でございます。

各年度により、各小学校の前年度対比の状況は異なり、全国的にも人口は減少傾向にあり、その原因の追究は難しいと考えます。

以上でございます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、蟹江小学校区の児童数の減少について、まちづくり推進課の観点からお答えをさせていただきます。

蟹江小学校区は、既成市街地が広がっており、空き家などの古い住宅が取り壊され、新たに住宅が建築されている場所も見受けられますが、利用されていない土地が少なく、新たな住宅があまり増えていないということが原因の一つではないかと思えます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。

では、まず教育面についてお尋ねします。

どのような町で子育てをしたいか考えたとき、高所得者ほど教育に力を入れているところに住む傾向があると不動産関係者の間では言われているそうです。

では、町内の学校の全国テスト等の成績の推移や近年の部活動、個人の成績はどのようになっているのでしょうか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまの質問2問あったと思います。

初めに、町内学校の全国学力テストなどの成績の推移はどのようになっているのかについてお答えします。

全国学力・学習状況調査の結果の公表は、各都道府県ごとや政令指定都市ごとの公表が行われております。

しかし、全国学力・学習状況調査で図ることができるのは学力の一部にすぎないため、結果の公表は、子どもたちや学校、地域の序列化や過度の競争につながり、子どもたちの学びに影響を及ぼすことや学校現場の混乱を招くことが懸念されます。

したがって、当町における成績推移の確認は難しいのが現状です。点数の比較ではなく、

結果の分析から学習状況の傾向を示し、教育委員会や各学校では、指導の在り方を見直す参考資料としております。

また、昨今の教育改革として、キャリア教育を推進し、個々の現状に合った学力・進路のサポートを行っております。高校入試などの際には、子どもの将来を見据えた希望に寄り添い、本人の学校における学習状況や各種実績、実力テスト等を判断基準とし、各学校の過去の進学実績を参考に進路指導をしております。

続きまして、2問目だと思いますが、質問がありました近年の部活動の成績についてお答えします。

近年の部活動の活動時間に制限はありますが、運動部、文化部ともに、県大会、コンクールなど、優秀な成績を上げている種目があります。

また、学校以外の場で活躍し、全国大会に出場している生徒もおみえになると報告を受けております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

ご答弁ありがとうございます。

その前に申し訳ありません。議長、発言時間が、残りが進んでいるようなんですけれども、ご確認いただけませんかでしょうか。

○議長 水野智見君

すみません。暫時休憩します。

(午後1時09分)

○議長 水野智見君

多田さん、続けてください。

(午後1時09分)

○1番 多田陽子君

私の個人的な考えではありますが、10代のうちに勉強を頑張れる子は、つまり、努力ができる習慣のついた子どもだと考えています。

もちろん進学校に通うことが全てではありません。ですが、そこへ至る努力ができるのは素晴らしいことだと思います。だからこそ、努力という点で筆記試験の成績だけではなく、部活動に一生懸命に取り組むことも同じほどに価値のあることだと思っています。

部活動においても、残念ながら、安定した成績を残せているものが今はなさそうですので、これらは部活動の地域移行の検討の際にも重要課題としてぜひ入れてください。

では、現状、蟹江の7つの小中学校が、ほかの市町村と比べての強みと逆に弱みは何なのか、分析ができていけるのならば教えてください。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいま質問のありました蟹江の7校の、他の市町村に比べて強みと弱みは何かについてお答えさせていただきます。

蟹江町では、スクールサポーターや日本語指導員の配置をすることで、個別の対応を行うことができ、児童生徒の支援、教員の負担の軽減に努めております。

また、次年度以降に向け、新しい制服を取り入れることや、今年度導入いたしますプログラミング教材を活用した授業展開が行われること、小学校につきましては、プール指導の民間委託は他校にないところと捉えております。

また、学年によっては1学年の人数が少ない学級がありますので、人数が少ない学級ですと、人間関係の固定化が心配されますので、他学年と交流することで、固定化の解消につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

今年度から始まりましたプールの外での授業は、先日も見学させていただきましたが、とても子どもたちも楽しそうで、これはとてもよい取り組みだなと感じました。

1つ例を紹介します。

神戸のトップクラスの公立高校に、体育の授業のウォーミングアップで、男子は2.5キロ、女子は2キロを走るところがあります。受験には体力が必要との考えがあるらしいですが、慣れると皆が走れるようになるそうです。こういった取り組みは、始めるのに比較的容易だと思いますし、これだけの長距離をやすやすと走れるのは、将来的にも財産になるはずです。

とはいっても、運動が苦手な私は、不登校になりたくなるかなとも思いますし、公立中学は受験で選んで入るわけではないので、これはちょっと激しい例かなとも思いますが、選びたくなる学校という点では、工夫次第で特色は幾らでも出せると思いますので、教育委員会でも何かぜひ話し合ってみてください。

では、次に進みます。

学校の再編や統廃合の考えはないと、3月の一般質問でお答えいただきました。

では、空き教室の活用が、今どのようになっているのかを教えてください。その中でも、現状エアコンの設置された元学級は幾つありますか。

○教育課長 兼岩英樹君

質問のありました、2点あったと思います。

空き教室の活用はどのようになっているかについてお答えします。

現在、町内小中学校で空き教室はございません。

各学校において、現状では、支援の必要な児童生徒が増加傾向にあることから、普通教室を2つに分けて利用している状況の学校もございます。空き教室はないというのが現状でござ

ざいます。

続きまして、2つ目、現状、エアコンの設置された元学級は幾つあるかについてお答えします。

小中学校の普通教室エアコン設置学級数につきましては、113学級で、台数にしますと226台の設置となっております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

蟹江町は、国からの補助金が出る以前から各教室にエアコンを設置してくれました。

子どもたちも喜んでいましたし、エアコンのない頃は夏場に窓を開け放ち、プリントやノートが風で激しくめくれ上がって授業に支障が出そうでしたので、とてもありがたく感じていました。

ですが、更新費用に幾らかかるのかが気になるところです。特別教室を除いた各学級の全教室の更新に係るエアコンの費用は、総額幾らほどなのでしょう。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいま質問のありました全教室の空調設備更新に係る費用の総額は幾らかについてお答えします。

実際の更新時期は各学校で異なり、更新にどれくらいの費用を要するか算出することは、更新時期の物価情勢も関係しますので、大変難しいかと思えます。

学校設置の空調機の耐用年数につきましても、10年から15年ほどと認識しており、現時点で、空調設備の更新時期になっていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

この質問をしたのは、早くに設置されたからこそ、もう間もなく、先ほど10年から15年という言葉も出てきましたが、耐用年数を迎える時期が差しかかっていること、その際、また巨額の費用がかかることを町民に知ってもらうためだったのですが、今回、トイレの改修に、校舎2棟だけで2億円弱かかったことや、体育館のエアコンも、1校当たり1億円ほどかなと試算すると、もちろん、物価の上昇を鑑みてもあるんですけども、もしかしたら、10億円は下らないかもしれないかなとも感じます。

ですが、学校の再編や統廃合を行わないならば、教室等の維持費の面からも、今後どのように学級を使っていたかのかは真剣に考えていただかなければいけないかなと、財政がもたないと感じております。

では、次に、今回の一般質問で防災の質問が多々ありますので、私からも1つ、歴史資料館に保管されました資料を、小学校のどこかの教室などに保管してはいかかかと提案します。

というのは、歴史資料館には、一度水に濡れてしまったら、もう復活できない紙の資料な

どが、建物の1階に保管されています。万が一、水害が起こった際、それらをどのように回避するのか、私は不安に感じてしまいます。

中央公民館分館の2階から4階には、もう空きスペースがないように見受けられますので、いかがでしょうか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまの質問がありました歴史民俗資料館の資料を、空き教室に保管してはどうかについてお答えします。

先ほども、空き教室がないという答弁をしましたが、学校の2階以上の保管スペースは現状もなく、保管できた場合でも、大切な資料でありますので、管理につきましては専門的な知識が必要で、空き教室での保管、管理につきましては、現実的ではないと考えます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

そうですね。私の素人的な考えだなどは実感しているんですが、ただ、例えば家計において教育費というと、塾代やお稽古代、または学用品代をイメージすると思いますが、町財政における教育費は、内容として施設の改修費が大きく占めています。家で例えると、子ども部屋のエアコンは教育費ということです。

先ほど言いましたように、校舎2棟分のトイレ改修だけで2億円弱です。だからこそ、少子化の中、長期予測、長期計画を立てつつ、既存の施設を活用する方法をしっかりと考えなければいけません。

では、教育面の次は、移住政策について質問します。

蟹江町でも移住促進を行っていますが、昨年より、蟹江町移住支援事業補助金制度というものがスタートしました。

この制度の申請は何件あったのか教えてください。

○ふるさと振興課長 太田圭介君

ただいまご質問のありました蟹江町移住支援事業補助金の申請件数についてお答えをさせていただきます。

この移住支援事業につきましては、東京圏からの若者を中心とした就業及び移住・定住を推進するものとして、国や県と合同で実施をしております。

当町といたしましては、県が行う支援事業と連携して取組を開始しておりますが、現在までのところ、実績は上がっておりません。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

そうですね。これは国や県の政策であり、単に蟹江町に引っ越してくるだけでは該当しない制度で、そのほかたくさん条件もありますし、また関東圏からすると、蟹江の知名度は、

まあ、私は1件あればすごいかなと思っていました。ゼロ件というのは、全くもって予想どおりです。

この事業に労力やお金を多量に使っているならば、むしろ逆に追求したいほどで、さほど力を入れていないのは、むしろ正解かなとも思います。

といいますのは、私たち夫婦は大阪と兵庫出身で、蟹江どころか、愛知県、東海3県に親戚が一人もいません。蟹江に引っ越してきて多くの知人ができましたが、東海3県に縁もゆかりもない人は、今までに1人しか出会ったことがありません。

小学生の授業参観の蟹江町のことを扱った発表会で、「僕のお父さんもおじいちゃんも蟹江小学校の出身だよ」、「私のところもそうだよ」というセリフがありまして、皆さんは私以上によくご存じだとは思いますが、それは珍しい話では全くなく、蟹江や近隣市町村にゆかりのある人が町民の中には多いように感じます。

つまり、私は、蟹江への移住促進を考えるに当たって、場所とといいますか、対象を絞ったほうがよいのではないかと考えています。

そこで、次の質問です。

現在の蟹江町民がどこで生まれたとか、どこで育ったかなどの調査をしたことはありますか。調査をしていないならば、何かしらのデータはありますか。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、ご質問のありました現在の蟹江町民がどこで生まれ育ったのかの調査やデータについてお答えいたします。

現在の蟹江町民の生まれや育った場所についての調査は実施しておりません。

転入促進事業では、転入者を対象に、住民基本台帳から転入前の住所の市区町村を調べております。具体的には、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間分の転入者を抽出し、転入前の市区町村を集計しております。

こちらの集計結果ですが、転入前の住所は、中川区が8.16%で1位になります。弥富市が4.03%で2位、四日市が3.65%で3位、その後、あま市、中村区、愛西市、津島市、港区、桑名市、豊田市と続きます。

蟹江町への転入は、中川区、港区の名古屋市西部、弥富市、あま市などの海部地域、四日市、桑名市の三重県北勢地域が多い地域となっております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。

やはり、想像どおりといたしますか、皆さんも体感しているとおりに思ったのではないかと思います。

やはり事業を行うにあたって、現状把握を行うのは基本でありますので、アンケートの実

施などで、移住を呼びかけるターゲットをさらに絞って、計画をお願いします。

以前、名鉄沿線もPRを考えたと聞きましたが、名古屋駅へ近いとのポイントで売り込むとはいえ、まずその辺りの方がその地区ではなく、名古屋市内でもなく、またあま市や大治町でもなく、海拔ゼロメートル地帯の蟹江を選ぶこと、そして、効果があったと言えるほどの成果を上げるには、相当な努力と財源が必要になります。

ふるさと納税でもそうですが、尾張温泉の入湯回数券が一番人気だそうで、つまり、蟹江をよく知っている人や身近に感じている人に、蟹江は関心を持ってもらえていると言えるのが現状です。

となると、移住パンフレット「k a n i eピース」のように、アピールポイントが水郷のまちだとか、名古屋駅が近い、利便性がよいというのは、もう既に近隣の移住検討者は知っているところであると予想します。

つまり、それ以外での視点でのPR活動のほうが効果的ではないのかと私は考えています。

例えば、蟹江町をエリアごとに分けてPRしてみてもいかがでしょうか。桜地区に住むと、新しいまちなので同年代の人たちでまちをつくっていくことができる、学戸小学区だと、閑静な住宅街が広がっていて公園も多い、蟹江小学区は、駅から遠くとも、名古屋駅まで30分ほどで行けるなどです。

小学校別ではなく、駅ごとでもよいと思います。インターネットの不動産情報は、路線ごとや駅ごと、そして、徒歩何分でチェックを入れられるようになっていきますし、コンパクトシティは、まさに電車の駅等に重きを置いたまちづくりのやり方です。JR蟹江駅付近なら、近鉄蟹江駅ならば、富吉ならばと、そのように細分化した売り込みをしてみてもどうでしょうか。

では、次に、まちづくりの点、蟹江小学校区に住む場所が足りないことについて取り上げます。

昔から栄えていた場所ですので、本町地区、旧市街地は道路は狭く、再建築ができないなどの理由で売買がしにくく、空き家が年々増えています。

では、空き家対策の最近の状況はいかがでしょう。

また、昨年からはじめた相続土地国庫帰属制度についても教えてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの空き家の状況と相続土地国庫帰属制度についてお答えをさせていただきます。

まず、空き家対策についてということでお答えをさせていただきます。

現在、町において行っております空き家対策としましては、周辺住民に影響がないよう、適正な維持管理を所有者の方をお願いしておるのが一つございます。

また、既に、周辺住民に影響があるような危険な空き家につきましては、取り壊しを所有

者さんのほうにお願いをし、実際に、今までの中で取り壊しをやっていただいた案件もございます。

そのような中で、令和4年度からは、倒壊のおそれがあるなどの不良住宅の解体費用に対して、最大20万円を補助する制度を設けました。今年で3年目になりますが、制度が少しずつ認知されているということもありまして、年々、相談者は増加をしております。

そのほかでは、平成31年2月20日に、愛知県宅地建物取引業協会と協定を結んでおります。この協定に基づいて、宅建協会による「空家相談窓口」を開設していただき、また令和2年7月1日からは「空き家バンク」を開設し、空き家と空き地の売却、貸し出し情報を掲載することで、空き家の解消と土地の再利用に利用されております。

続きまして、2番目の国庫帰属制度の事例ということなのですが、相続土地国庫帰属制度と申しますのは、相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、法務大臣の承認により、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とする制度で、令和5年4月27日からスタートをしております。

申請窓口は、帰属の承認申請をする土地が所在する法務局になります。国庫へ帰属を申請する際には、1筆当たり1万4,000円の審査手数料が必要となります。また、承認を受けた場合には、承認された土地につき、10年分の維持管理相当費を国に納付することが条件とされております。

また、建物や工作物がある土地や境界が明らかでないような土地などは、この対象とはなっていないようです。

令和6年4月30日現在の速報値がホームページのほうにも掲載されておまして、帰属が認められた件数は、おおむね1年で全国で341件ありまして、その中で愛知県ということでも事例はございますが、市町村までは把握できておりません。

法務局は申請を受理した後に、関係地方公共団体へ情報提供がされるようではありますが、そういった情報は蟹江町のほうには届いていないため、蟹江町には事例はないのではないかと考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

先日も、ブロック塀が倒壊して、小学生がけがをしたというニュースが飛び込んできました。

空き家対策についてはまちづくりもそうですし、安全のためにも必要ですので、今後も引き続きよろしく願いいたします。

また、相続土地国庫帰属制度は、まだ知名度の低さゆえの結果なのか分かりませんが、今回の定例会で都市計画税の再導入が可決されましたら、土地建物に関わる税金が1.2から1.3倍になりますので、ただ置いてあるだけの土地や家は、個人のためにも、まちづくりのため

にも、何かしら手を打つように周知をしてほしいと思います。

そこで、本町地区においても土地の価値を再構築し、若い世代に住んでもらうために、密集市街地整備事業は適用できそうでしょうか。それがどのようなものかも含めて教えてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問お答えをさせていただきます。

密集市街地整備事業は、防災上危険な街地において、老朽住宅の建て替えと公共施設の整備を促進し、住環境の改善、防災性の向上などを図るということを目的とした事業でありますので、既成市街地が広がる本町地区について、整備手法の一つとして有効な事業であると考えられます。

この事業では、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う必要がありますので、道路や公園などの公共施設の整備も当然必要となりますので、今まで町において取り組んできました新市街地整備事業、区画整理事業よりも、さらに地区の地権者の方のご理解とご協力が必要となるのではないかと思います。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

地区や地権者の問題ですね。6月になって、そろそろ秋の蟹江祭の準備が各町内会で行われ始めまして、参加者の少なさや協賛金の目減り、そもそも地区の人口減を皆が痛感し始めているようです。

まさに、地権者の方も危機感を覚えられているのではないかと感じていますが、今準備段階にある都市計画で、若年層が増加する見込みのあるものというものはあるのでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

新たなまちづくりの手法の一つとして、先ほどから出ております土地区画整理事業というものがありまして、近鉄富吉駅の南地区につきましては、来年度に、組合による土地区画整理事業を開始するための同意書の収集を、今年度、開始しようとしております。

この区域内の一部で大街区を設け、生活利便施設の誘致を計画しておりまして、昨年度には、地域の魅力向上とにぎわい形成に貢献するまちづくりを事業コンセプトとしている協力事業者を選定いたしました。

このような地域のシンボルとなる施設を軸に、近鉄富吉駅から徒歩圏という立地条件を生かし、若年層だけでなく、幅広い世代の方々が住み続けたいと思うような住環境の整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

富吉駅南についてはよく分かりました。私も微力ながら協力させていただければと思います。

都市計画に使うことができる都市計画税は、市街化区域の住民にのみ課される税ですので、本町地区においては、密集市街地整備事業などを都市計画と定め、都市計画税の使い道として利用していただけると、増税はつらいけれども再導入してよかったと感じることができると思いますので、ご検討のほどどうぞよろしくお願いいたします。

さて、最後に、住む場所の人間関係にまつわる話を質問したいと思います。

蟹江には古くからのしきたりがあり、各地区には長老がいらっしゃったり、戦前の民法の言葉だという、本家や新家という言葉は今でも耳にしますし、本家が一番位が高いとか、町内会にも少し前までは序列があったと聞きました。

一方で、若い世代からは、面倒な人間関係のない土地、町内会やPTA等の組織が簡素化した地域に住みたいとの意見は多く聞かれます。

PTA活動を見ても、わざわざ仕事を休んで数百円分のベルマークの集計をしたり、平日の昼間の1時間だけの会議のために集まったりなど、今の時代に合った活動でないことが続いている地区は、日本中で珍しくありません。ですが、町内のPTAは、各学校でその形を変え始めました。

一方で、町内会は、業務内容を精査する時代になっている気がしつつも、なかなか変革を起こすのは難しいようです。町内会の担い手不足問題、それこそ存続の危機に瀕していると悲鳴を上げる町内会は少なくないようです。

では、役職、それらを、町内会の判断で廃止や新設等を行えばよいのにとの声を聞きますが、町としてはいかががお考えでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいまご質問いただきました町内会の役職は、町内会の判断で廃止や新設等を行えばよいのとの声を聞きますがいかがでしょうかというご質問にお答えさせていただきます。

蟹江町内には、歴史深く、長きにわたり運営されている町内会等から、マンションや団地など比較的新しい町内会もあります。

それぞれが、地域の特性を考慮して運営されていると認識しておりますので、蟹江町が委嘱している嘱託員等や美化指導員を除く町内会における独自の役職については、独自の判断で廃止や新設を行っていただき、よりよい町内会等の運営を目指していただければと思います。

なお、嘱託員等とは、嘱託員、嘱託補助員、嘱託員代理者のことを指し、蟹江町嘱託員及び嘱託補助員設置要綱第4条に、「町政事務の運営に関する情報を町民に周知徹底する職務、文書の回覧、各種委員会等の委員の推薦及び災害に伴う諸活動を行う」と規定されておま

す。

以上です。

○1番 多田陽子君

町内会はあくまで任意団体なので、行政がどうこう指示をできる立場にないと理解してよろしいでしょうか。

31の各町内会ごとに1人ずつお願いしている町の嘱託員さんは、町内会長の別称ではなく、町内会業務をすることは、嘱託員の業務内容には入っていないということでもよろしいでしょうか。

また、嘱託補助員は、町内会の人数ごとに推奨する人数は示しているというのは、私は資料で見たんですけども、基本的には、全て町内会ごとにいろいろと決めてもらってもよいということ。

では、名称やら業務内容やら、町内会役職経験者ですらあまり理解していないことが少なくないかもしれないなど感じているんですが、役員は激務で、また、行政は介入もしないわけですし、ならば一層のこと、引き受け手がいないような面倒な町内会はなくしたらどうかという声もあります。

時折、インターネットで、引っ越してきた世帯が、「町内会に入らなくても何の不自由もありませんでしたよ」と書き込みをしているものを見かけます。確かにそのとおりなのでしょう。しかし、それはその人本人だけの話であって、その人の知らないところで周りが支えてくれている、補ってくれているという視点が欠けていると思います。

マンションは管理組合に必ず入ることが入居に条件付けられていますので、なかなか起こり得ないとは思いますが、マンションに例えてみると、管理組合がないということと同じだと思います。入っていない世帯でもエレベーターは使えますし、ごみ置場も使い、共用部分の電気、それらは全住民が出す管理費から出されています。

地域も同じことで、みんなでお金を出し合い、体を動かし、その町内の美化、また道路の修繕、防犯灯などを管理しています。マンションは、きちんとした管理組合のないところは買い手が見つかりにくく、不動産価値が大きく低くなります。町内会も本来はそのような立ち位置なのでしょう。

先日も、町内会長さんが、道路の陥没の報告等に何度も役場に足を運んでくれていました。町内会がなければ、草の根的なことは誰がやってくれるのでしょうか。役場がやればいい、では、公務員の人数を増やさないといけない。お金が足りない、増税するしかないとなっていくと思います。

やはり、私は、町内会が存在しないのは大変なことだと感じます。ただ、そのことを知らない人がたくさんいるとはいえ、がちがちに固まった古い価値観の町内会に入ることをためらう新しい人たちが多いのは、同年代としてとても理解できます。だからこそ、私はPTA

や町内会など、時代に合ったもの、実情に合ったものに、変更なり、歩み寄ってほしいと考えています。

例えば今、私は小学校の校外指導を担うPTAの地区常任を務めておりますが、地区常任は大抵6年生の親が担当します。しかし、1年の任期でその地区のことをよく知らないまま始め、よく知らないまま終わっていく人が多くいます。そう考えると、私は、環境課から任命される環境美化指導員のように、その地区の交通安全委員といった安心安全課からの嘱託補助員がいてもよいのではないかと考えました。

前回の一般質問でも申し上げましたので質問の形は取りませんが、やはり行政が、もっと町内会活動が円滑に進むよう補助をすべきではないかと重ねて提言します。

5月に、町内会長さんから、カーブミラーや防犯灯の設置等の要望を上げた件の返事が土木農政課から来たと報告をいただきました。基本的に、毎年この時期に一括で返答がある仕組みになっています。予算がつけられ、要望を出した次の年に対応される件もあれば、残念ながら、必要性が低いと却下される件もあります。

町内会長からすると、地域住民からの要望を受け、現地へ赴き、調査をし、要望書を書く、そして、それがどのようになったのかは年度が明けてから知らされる。この仕組みでよいのでしょうか。モチベーションは下がってしまうでしょうし、地域のことを担ってくれている町内会長を、ややないがしろにしていると思ってしまう。

そこで、町長が行ってくださるタウンミーティングのように、職員が町内会や学校PTAなど、地域の役員と話し合う機会が持てないかと感じます。

というのは、ある地区で、グリーンベルトを敷くことに予算がついた道路があります。しかし、その道路は少子化のあおりを受け、あまり子どもが通らない場所なのです。もしも、決定前に、行政と町内会や学校PTAが話し合う場があれば、通学路を変更するなど、お金を使わずとも解決できる方法を取れたかもしれません。

昨年度は、旗当番の会議に町内会長にお越しいただいて、一緒に話し合いをしてみました。そこに行政もお声がけしてよろしいでしょうか。蟹江町をよりよくするために活動して下さる町内会やPTAなどが健全に継続できるよう、私は行政の協力をお願いしたいという考えです。

では、ここまで少子化対策から発する人口増、移住の話をしてきましたが、そもそも蟹江町は、外からの人で子どもの人数を増やしたい考えがあるのかという点に再度着目し、町長に考えのほどを問いたいと思います。

一番初めの質問の蟹江小学校の児童数の減少の原因について、本当はふるさと振興課や政策推進課、総務課、こども福祉課、こども家庭課にもご答弁いただきたいと考えていましたが、「全国的に少子化だから」以上の答弁がいただけそうにありませんでしたので、やめました。

ですが、ふるさと振興課の分野としては、「まちおこしのイベントが少なく、地域全体の活力が低下傾向にあるのではないか」とか、総務課の分野からは、「昔からの地域なので面倒なしきたりがあるイメージが拭えないのではないか」とか、こども福祉課から「保育園は2カ所、民間の学童保育も2つあるのに不思議だ」とか、こども家庭課からは「3歳児健診などで様々な聞き取りをしていますから、近くに頼れる人がいるかとか、日中の主な養育者が誰かとか、悩み事があるか」など、そこは細やかなデータを持っています。

つまり、少子化に対しては、もっともっと各課が情報を共有して、複合的に考え、取り組むべき課題であると私は考えています。

飛島村は誰もが知る裕福な市町村ですが、子どもの数が2000年代に入ってから平均30人ほどで推移し、一昨年は14人に急激に減り、昨年もたしか19人と、少子化がいよいよ深刻味を帯びてきたようです。

幾らお金があっても、子どもがいなければ未来へつなぐことはできません。ましてや、個人からの税収が歳入の主となっている蟹江にとっては、子どもの減少は将来の死活問題です。蟹江町の人口は微増だと、それは事実ですが、子どもの人数は確実に減っています。

蟹江への移住の話ですが、舟入、須成地区は、市街化調整区域なので、基本的には外からの人は家を建てることができません。だから、蟹江は地域ごとでの移住のPRはしていないようですが、都市計画税の課税対象者数を見ると、現状で市街化地域に住む世帯主は約1万人、対して、市街化調整区域に住む世帯主は約4,000人、この4,000人の家は今度どうなっていくのでしょうか。

国としては、市街化調整区域の市街化は抑制していますので、つまり、舟入、須成地区の血縁者を当該地区外に出さないようにしなければ、今後は集落が存続していくことができなくなっていく見込みになります。少子化の波の勢いは想定を上回るものであると同様に、こちらについても、もしかしたらそうかもしれません。

ですので、例えば、その家を子や孫に譲り、町内の別のところに高齢者は移り住む政策を考えることもできます。といいますのも、市街化調整区域においては、近くに高い建物がないので、万が一の災害時に、高齢者は走って避難所まで逃げるのが困難だといえるでしょう。

また、高齢者にとって戸建てを維持するのは大変です。水害時には、マンションなどの垂直避難ができる場所、維持管理が比較的容易な場所に住み替えを行い、ご先祖から代々守ってきた土地、墓、仏壇は次の世代に譲ります。子育て世代にとっても有効で、住み慣れた土地で子育てをすることができる。それに、今の時代、土地を買い、家を建てて、その中で子どもをたくさん産んでくれというのは、なかなか無理のある話です。

私自身は、何とかなるかなと半分勢いで子どもをたくさん産んでしまいました。5人産んだら苦勞も5倍ですが、喜びも5倍だと実感しており、子どもをたくさん持つことに悩んで

いる人がいたら産もうよと言うでしょう。けれども、もちろん大前提に、無理がないならばという言葉は切り離せません。

蟹江町も、無理に移住を促進して子どもの数を増やすのではなく、今いる蟹江町民に、子ども、兄弟を産んでもらえる政策を取るのもよいかと思います。

以上のことにつきまして、町長のお考えを聞かせてください。

○町長 横江淳一君

それでは、多田さんのご質問にお答えができるかどうか分かりませんが、質問が多岐にわたっておりますので、私のまちづくり、そして、少子化、高齢化の考え方をちょっと述べさせていただきます。

確かに今、多田さんがおっしゃったこと、ごもっともだと思います。当蟹江町だけではなくて、新しい市街地と古い市街地が一つになってうまくやっている地域もあれば、全く考え方の違う人が新しい地域に集まり、先ほど議員の言葉を借りるならば、しきたりを重んじる古い体質のところ、じゃ、うまくいくかということ、非常に町村合併が推進をされ、平成の大合併によって、もうちょっとでどうなったか結果は出ると思うんですけども、非常にそういう意味でいけば、バランスのいい町に、多分蟹江町はなっているだろうなというふうに自負はいたしております。

ただ、先ほど言いましたこれをやることによって、じゃ、少子化が解消できるのか。といいますのも、東京都0.99という、いろんな話があるかも知れません。合計特殊出生率だけを見れば、蟹江町でも別に自慢できる、1.4ですから、数字ではありませんが、じゃ、ヨーロッパでいえば、ドイツ、フランスがもう2に近い。でも、これは、完全に政府の考え方が日本とは違っておまして、移民を快く受け入れる。そして、労働力として地域のスキルの高い移民を集めて、そして、新しい労働力として使っている。一方、高齢者に対しては、残念ながら非常に厳しい対応を取っております。タックスも、日本と違って倍以上ございます。それに、やっぱり順応できる国民性のあるところでしたら、多分政策は通用するのかもしれない。

話を日本に戻します。特に蟹江町、3万7,000人弱、今人口あるわけでありましたが、そうしたら、先ほど今、議員は微増というふうにおっしゃいました。まさに微増であります。それに、実は外国人が今加わってきているんですね。蟹江町の住民基本台帳には、今大体1,900人ぐらいの外国人が登録をされております。住民税を基本的には頂いているわけですね。もっとひょっとすると、たくさんの方がおみえになるかも知れない。

その中で、今51カ国の外国の方が登録をされています。一番多いのは、今ベトナムからおみえになる方、そして、ブラジル、フィリピン、中国、韓国というふうに来ているんですけども、多種多様な国から、今蟹江町に、この周辺に住んでおみえです。

それは、ご存知だと思いますけれども、技能実習生の3年間のステイが、2年間特殊技能

をつけることによって永住することもできる。そして、特殊技能をそのまま保持して、ほかの職種に変わることもできる、非常に柔軟性の高い法律が閣議決定をされました。もう今、既に82万人から90万人の外国人が日本に新たに増える、そういう状況も聞いております。当蟹江町も例外ではなく、特にベトナムの方が大変多うございますし、そういう意味での対策をこれからしていかなきゃいけない。

一方では、そういう施策をしながら、旧市街地、31町内会のそれぞれの事情を踏まえた上で町内会長さんのお願い、大変難しい状況にはなっているのは理解しております。

先般、26の町内会長さん、嘱託員さんが参加をしていただき、沼津のほうへ、いわゆる嘱託員の研修に行っていました。いろいろ、沼津は今18万9,000人の人口であります、市長さんとお話しながら、定住人口を増やすにはどうしたらいいんだ、人口を増やすにはどうしたらいいんだ、少子化の抜本的な改革はどうなんだ、本当に幅広く話を聞いてきました。

そして、何よりよかったのは、こちらからお願いしたわけじゃないんですけども、ワークショップを開いていただき、行政の方の担当をそれぞれ決めていただいて、幅広い見地からいろんなお話し合いを、1時間以上ちょっと時間を超過したんですが、今までにない本当に成果が、私は得られたと思っています。

でも、その情報を、スキルを持って、そのまま蟹江町の行政に、地域の町内会に当てはめることができるかという、やはりそこはなかなか難しいところでありまして、確かにほかの地域からおみえになりました議員にとっては、本当にあれっと思うようなことが多々あるのは十分理解できます。

でも、やっぱりそう言いながら順化をしていく。60年前の、今この役場の地域は、池、沼、川でした、誰も住んでいませんでした。それには蟹江川の左岸提、いわゆる東の地域に旧市街地が広がり、南の舟入地区も旧市街地が広がり、その状況がもう何百年も続いているわけ、そんな町なんですね。

それで、区画整理事業を行いながら市街化を増やし、そして、税収が入るようなそんな政策をやってまいりました。ありがたいことに、JR、私鉄、2本の公的な機関があり、そこでコンパクトシティを目指して、私も今5期町長をやらせていただいておりますが、先般も都市計画税のことで、議員各位には本当にいろいろなお願い、ご無理を申し上げたというふうに思っています。

ですから、今までのことについては、それぞれの考え方があるというのは分かります。やっぱり古きよき伝統を守れば、古いしきたりも守っていかなきゃいけない。されとて、今のルールにしっかり合わせながら、地域の皆さんとコミュニティーをつくっていかなきゃいけない、それは本当に難しいことだとは思っています。

それを一手に町内会長さん、嘱託員さんにぶつけるのではなくて、今ご提案いただいたよ

うに、やっぱり行政の担当者が少なからず中に入ってアドバイスをしていくような、そんなシステムをこれから構築していく必要が絶対あるというふうに私自身も思っております。

たくさんのご意見、それからご要望をいただきましたので、一つ一つ整理をしながら前へ進んでまいりたいというように思っております。

前もお話をしましたように、名古屋の西隣3万7,000人、本当にスモールタウン、コンパクトシティを実現できるすばらしいまちだと思っておりますので、どうぞまたご協力いただければありがたいと思います。

答弁になったか分かりませんが、また追加の質問ありましたらよろしく申し上げます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。

コンパクトシティという言葉を出していただきましたが、蟹江小学校の児童数の減少というのは、やはりコンパクトシティ、町の方針との逆行の流れにあるのではないかなというところを感じまして、今回質問させていただきました。

都市計画税を再導入するならば、やはり旧市街地の再考に向けて早急にご検討をお願いします。

といいますのも、やはりまちづくりにはとにかく時間がかかります。住民一人一人の協力と意識の向上も必要だと思っております。まちは行政がつくるのではなくて、私たち住民も一緒につくるものと、町内会もそうです、PTAなどもそうです。そういう意識を多くの方に共有していただきたく、一般質問にて取り上げさせていただきました。

では、以上で1問目の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 水野智見君

以上で多田陽子さんの1問目の質問を終わります。

ここで、上下水道部長、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、政策推進課長、ふるさと振興課長の退席と、保険医療課長、健康推進課長、こども福祉課長、こども家庭課長の入場を許可します。教育部次長、教育課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午後1時54分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時57分)

○議長 水野智見君

多田陽子さんの2問目、「親が病気になったとき、ならないために」を許可します。

○1番 多田陽子君

1番 多田陽子です。

通告書に従って、2問目の「親が病気になったとき、ならないために」を質問させていただきます。

さて、冒頭に、私ごとですが、年末に乳がんが見つかりました。

セルフチェックで左胸にしこりを見つけ、診察を受けたところ、持病の乳腺線維腺腫ではなく、乳がんでした。運よく私のがんは、非浸潤がんというほかに転移をしないがんであり、ステージはゼロ、がんを取り除けば完治して、抗がん剤治療などを行う必要がない、乳がんの中ではとても軽い部類のものでした。

線維腺腫の経過観察に、20年近く毎年検診を受けていたために、できたのが最近であるということも分かっていたので、手術を急ぐ必要はないと言われましたが、うちは幼い子どももおりますし、生き長らえることを第一とし、どうせ取るという結果が同じならば、一日でも早く完治しなければならぬと、2月に全摘手術を行いました。

5人も子どもを産んで、リスクとしてはかなり低いはずであったのに乳がんになってしまったので、右側もいずれなるかもしれないと、ハリウッド女優のアンジェリーナジョリーのように予防的切除を決断し、両胸とも全摘手術、そして、再建を同時に行いました。

手術後は一晩だけ病院で過ごしましたが、日帰り入院の扱い、そして、翌朝には帰宅しました。しかしながら、やはり体を動かすことが1週間ほどは大変で、実家の母に手伝いに来てもらって何とか乗り切りました。

乳腺を剥がした痛みのため胸筋が使えず、一度横になると自力では起き上がれずに、誰かに手伝ってもらわなければいけませんでした。腕を動かすことにも力が入れられずに、もし、母に手伝ってもらわなければ、自分のことはおろか、家の中はめっちゃめっちゃになってしまっていたと思います。主人か子どもか、誰かに介助してもらわなければならない1週間だったということです。

皆さんもご存知のとおり、その後の3月議会も無事に終えることができました。完治して、極めて順調な経過を送っております。心配してくださった皆様、本当にどうもありがとうございました。

蟹江のアンジェリーナジョリーと呼んでなんて冗談も言っていたんですけども、病理に出したところ、PET検査という高精度の検査でも見つけられなかったほどの小さながんが右胸からも見つかりましたので、本当にラッキーだったと思っています。

私自身の心の傷はほとんどありませんので、この経験を啓発活動で多くの方に伝え、また町政に生かさなければいけないと感じましたので、今回の質問を用意しました。

では、始めてまいります。

実家の母に頼れなかった場合、主人に会社を休んでもらうか、または子どもに頼らざるを得なかったという状態、つまりヤングケアラーです。ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと」と、厚生労

働省は位置づけています。

責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまいかねないということで、近年問題視されるようになってきました。

そこで、最初の質問です。

蟹江町で、小中学生のヤングケアラーの数や状況などは把握しているでしょうか。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいま質問のありました小中学校のヤングケアラーの数や状況の把握についてお答えいたします。

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であり、人数を把握することは難しいと思います。

お答えできることとしては、愛知県教育委員会がまとめました各学校に設置されておりますスクールカウンセラーに寄せられた相談件数を、述べ件数でお答えさせていただきます。

相談件数のうち、ヤングケアラーの相談につきましては、小学生が全体で0.05%の20件、中学生が全体で0.28%の171件でありました。この中には、蟹江町内の児童生徒の相談件数はないと聞いております。

町では、教職員が心配する児童生徒がいた場合や地域からの気になる家庭の相談があった場合には、学校、スクールソーシャルワーカー、関係機関と状況を把握し、確認しながら対応してまいります。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。

子どもは、なかなか自分の置かれた状況が普通とは違うということを感じづらいかもかもしれません。この答弁のとおりであったらいいんですけども、見えない部分が多々隠されているとも感じますので、ぜひそのような場合の対応をお願いします。

我が家のような場合は短期間ですし、病後の見通しが立っておりましたので、ヤングケアラーには当たらないかと思えます。ただ、いつまで続くか分からない先の見えない療養や祖父母の介護などは、本当に苦しいと思えます。

今は事例がなくとも、共働きが普通となり、生活のために両親2人共がお金を稼いでこななければいけないとなると、子どもに頼らざるを得ない家庭が増えることは想像に難くありません。

今後とも、子どもたち一人一人をしっかりと見ていただきまして、また、町内の高校生においては、行政からも目の届きにくいところにいますので、何かしらの方策を考えてください。

では、頼る実家がない家庭の親が、入院や病気やけがや自宅療養をする場合、介助や家の

ことを助けてほしいとか、金銭のことなど、悩みは多方面に出てくると思いますが、どこに相談に行けばいいのでしょうか。

○こども家庭課長 古賀慎一郎君

ご質問のありました病気やけがで親御さんが入院されたり、自宅療養をする場合のご相談先ということでお答えをさせていただきます。

ご家庭内にお子様がいらっしゃって、ご心配ということでございますれば、まずはこども家庭課にご相談いただければと思います。親御さんの病気やけがの状況、また、いらっしゃるお子様の年齢等といった状況、ほかのご家族の状況等で事情は違うかと存じますし、必要とされる援助の内容につきましても、そのときの事情で様々なケースがあるかと存じます。

そのときの状況を丁寧にお伺いさせていただきます。必要とされる援助をご一緒に考え、関係する他部署や協力をいただく他の機関と密接に連携を取りながら、できるご支援、ご援助をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。心強く感じる家庭はたくさんあると思います。

コロナの後遺症で、終わりの見えない体調不良を抱えてしまった友人がいます。当時、上は小学校高学年、下は未就園児の子どもがいる家庭のママです。彼女自身は実家が近いことやご主人の仕事がリモートワークが可能であったことなどで、倦怠感でトイレに行くことすらままならない最悪の体調のときを何とか乗り切ることができましたが、この質問にあたり、もし、両親に頼れていなかったらどうしていたかを夫婦で一緒に考えてくれましたので、紹介します。

1、家事代行サービスを週1回利用して1週間分の買い出しと料理の作り置きを依頼する。
2、夫はできる限り在宅勤務。3、洗濯、洗い物などは夫がやる。4、夫が仕事前に幼稚園の行きバスに乗せる。5、幼稚園バスの帰りの時間はファミリーサポートセンターを利用するとのこと。

実際は、買い物と料理、洗い物、洗濯、幼稚園バスはお母様がしてくださり、ご主人は朝の送り出しを担当、可能な限りは在宅勤務をしていたそうです。

ただ、入社する日はいろいろと厳しく、早く帰ってこられるわけではないので、夕食の作り置きがあったとしても、冷蔵庫から出したり、レンジで温めたりなど、このような簡単な作業でも小学校高学年ぐらいからではないと難しいとか、小さな子は生活リズムの時間が早いので、夕食やお風呂を入れるのも上の子を頼らざるを得ないだろうと言っていました。

そして、私が一番気になった言葉は、行政に相談するという考えは全くなかったと言われてしまったことです。

家事代行サービスは高いから継続的に使うのは難しいけれども、使わないと生活が成り立

たないなら使うしかないし、ファミリーサポートセンターは登録していないから、急に利用したいとなっても利用できないのかなど、制度自体がよく分かっていませんでしたので、行政に突きつけられた問題は山積みだと感じました。

国や政府は、家事代行サービスではなく家事支援と呼んでいるようです。家事支援が必要となる状況は、高齢の夫婦2人暮らしの方など、誰にでも起こり得ることではありますが、対象が広くなり過ぎると話がさらに難しくなりますので、今回はヤングケアラーの防止、また、ヤングケアラーにもなり得ない乳幼児や障害児の親に向けた家事支援やヘルプサービスという点で話を進めてまいります。

ずばり、蟹江町で、育児中や障害児の親に向けたヘルプサービスを展開できないでしょうか。

○こども家庭課長 古賀慎一郎君

ご質問ございました育児中や障害児の親御様に向けましたヘルプサービスを蟹江で展開できないかということにつきまして、お答えさせていただきます。

乳幼児からの育児中のご家庭、それから障害をお持ちのお子様のいらっしゃるご家庭等、様々な状況の子育て中のご家庭へヘルパーを派遣して、調理や洗濯、掃除等の家事をご支援、あるいは授乳のお手伝いやおむつ交換等の育児をご支援するサービス、こちら、今現在、蟹江町では実施しておりませんが、今後、既に実施している自治体の事業内容、実施手法、ご利用実態等を研究して、参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。

本当、早急にと言ったら難しいかもしれないんですが、ありがとうございます、よろしくお願いします。

愛知県では、ヤングケアラー実態調査の結果を踏まえて、ヤングケアラー支援体制の充実を図るため、豊橋市、大府市、春日井市の3市に委託をして、2022年度から今年度までモデル事業を実施しました。

こども家庭庁は、改正児童福祉法の施行に伴う措置で、今年度からヤングケアラーへの家事支援を全国的に実施すると発表し、自治体を選んだ事業者や支援員などが代行するという支援策を全ての自治体に広げるとしましたが、支援の実施自体は、まだ各自治体の努力義務にするととどまっているそうですので、蟹江町もぜひ一歩進んでお願いいたします。

すぐ隣の名古屋市が、産前産後の家事サービスを既に行っておりますので、蟹江には業者自体はなくとも、近隣には存在している状態と言えるでしょう。

ただ、町内に既にあるサービスとしては、シルバー人材センターやファミリーサポートが思い浮かびますが、では、通称ファミサポで、病気やけがのときに助けてほしい家事支援等

のサービスを受けることはできるのでしょうか。ファミサポの事業内容を教えてください。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ただいま質問のありましたファミリーサポートセンター事業の事業内容についてお答えいたします。

ファミリーサポートセンター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等、いわゆるマッチングを行う事業で、援助の活動内容に家事支援は含まれません。

活動の例としましては、保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設や習い事への送迎、冠婚葬祭や買い物等、外出の際の子どもの預かりが挙げられます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

ファミサポは、1994年に国の補助事業として、旧労働省により、仕事と育児両立支援特別援助事業として開始されました。30年前のその当時の子どもたちが、今まさに出産適齢期で、今後ファミサポを利用する世代のパパ、ママは、Z世代と呼ばれる層に当たります。

私ですら、2、30代とのジェネレーションギャップを感じるものがしばしばありますが、例えばZ世代は、電話で問い合わせや申し込みをすることすら手間に感じ、一時保育やファミサポの利用に、書類を書いて足を運んで申し込みをすることはおっくうだそうです。そのほかにも、ファミサポは一時保育に比べて利用料が高い点、対象が小学校6年生までであるという点など、既に現代の状況とはマッチしにくい問題点が幾つか挙げられます。

30年前は学童保育の需要は低学年に限られたものでしたし、私は今後のニーズに合わせるため、根本的に新たなこと、ものを導入する必要があるように感じます。

インターネットで、マッチングアプリ、育児と検索すると、たくさんのがヒットします。託児や送迎、家事支援、おもちゃのリサイクルなど多岐にわたり、中には公的機関に採用されているものもあります。

ファミサポを委託しているにこにこママネットワークは、子どもたちやパパ、ママたちのためにとっても意欲的に活動してくれています。委託事業の幅を広げられるよう、さらに密な話し合いをお願いできませんでしょうか。

ただ、ちょうど昨日、国会で成立が決まりました日本版DBSの絡みもあります。日本版DBSとは、子どもに関わる仕事に就こうとする者に性犯罪歴がないかどうかを、対象の事業者が国に確認することができる制度をいいます。

このような制度が必要である昨今の状況を考えると、家事支援など依頼者の自宅に入ること、ご主人など家族が拒否反応を示すことがあることも、危険回避の視点からすると理解できます。

ファミサポやシルバー人材センターは事業者ではありませんし、援助者が自宅等で子どもを預かることについても、援助者自身は当然ですが、その家族が講習を受けるとまでは言わなくても、少なくとも理解と協力を得るべきであることも感じました。

というのも、つい先日、ショッピングモールで、中学生が低学年児をトイレに連れ込んで悪さをしたという衝撃的なニュースが飛び込んできました。子どもとして守られるべき中学生が加害者である、その事件に信じられない気持ちですが、行政としてもリスクヘッジの認識を新たにさせていただきますようお願いいたします。

さて、先ほど「こども家庭課へ相談に行けばいい、しっかりと対応する」と、とても心強い答弁をいただきましたが、では、ハンディを持つ子どもの場合もこども家庭課へ行けばいいのでしょうか。

障害を持っていたり、グレーゾーンと言われる診断のつかない状態の子どもの保護者が倒れたとき、家の中はとんでもない状況になるということは想像に難くありません。そういった場合の助けはどこに求めればいいのでしょうか。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問について保険医療課のほうからお答えをさせていただきます。

障害のある方が、日常生活に必要なサービスを受けることができる国の制度として、自立支援給付制度がございます。

サービスの例としまして、1つ目が、居宅介護がございます。内容としまして、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うものです。

2つ目のサービスとしまして、短期入所がございます。サービスの内容として、自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行うものでございます。

あと、ご質問にございましたグレーゾーンと言われる診断のつかない状態の子どもの保護者が倒れたときですが、蟹江町の施設で、ひまわり園に通う子どもの保護者が倒れたときは、まず、ひまわり園に相談いただき、その後、ひまわり園と保険医療課が連携して支援をしてまいります。

また、ひまわり園に通わない診断のつかない状態の子どもの保護者が倒れたときは、こども家庭課と保険医療課が連携して支援をしてまいります。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

質問以上のことに答えていただきまして本当にありがとうございます。

相談に乗ってくれるというのはとても大事なことだと思うんですが、少し話はそれますが、私は民生委員の業務内容など、今までのやり方には足りない部分といたしますか、穴があった

のだろうと日頃から感じてしまうことがあります。

ここ数年、社会問題として認知されるようになりました8050問題を例に挙げますと、80代の親が、自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支えているため、行く行くは経済的にも、精神的にも行き詰ってしまうおそれのある状態のことを指していますが、その多くの家庭には、7040時代があり、いえ、もっと若い5020から続いているのかもしれない。

障害などの公的に認められた支援対象でなくとも、家庭に何かしらの事態が起こり、困った状態になったときに、支援する土壌さえあれば、解決の道へ歩めた家庭があったのではないかと感じています。

民生委員は、高齢者や障害者への援助で手いっぱい、本当に一生懸命活動してくださっていますが、そういった助けを必要とする家庭への踏み込みも、今後は重要視されていくのではないかと感じております。それも行政の担う課題の一つだと感じております。

では、続いては、大きく方向変換しまして、そもそも病気にならないための予防についての質問へ移ってまいります。

私は前回の手術のときに、トータルで200万円ほどの医療費がかかりました。その中からの3割負担、しかし、高額医療費保障の制度が国にはありますので、私の所得から負担は6万円ほどで済むことができました。とても助かりました。

最初の質問です。

高額医療費保障の申請者数は年代別にどのようになっているのでしょうか、お答えをお願いします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

それでは、ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、令和5年度の国民健康保険の高額療養費に該当する病院分の診療報酬明細書の件数についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、10歳未満の診療報酬明細書の件数ですが16件、10代が9件、20代が42件、30代が80件、40代が143件、50代が463件、60代が568件、合計で1,321件でございます。

なお、70歳から74歳の高額療養費の計算方法は70歳未満の方と異なり、比較が困難であるため回答を控えさせていただきます。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

年を重ねるにつれ、医療費が本当にかかっているということが見てとれますが、20代から50代も、意外と病気、またはけがをしている人が多いことを示していただくために質問しました。

では、その年代に向けた健康にまつわる事業というものはありますか。

○健康推進課長 小澤有加君

ご質問のありました20代から50代に向けた健康促進事業についてお答えさせていただきます。

各種検診事業といたしまして、がん検診や生活習慣病予防を目的としたヤング検診を実施しております。

地区の医師会の協力を得て、医療機関で実施する個別検診と保健センターで実施する集団検診の2つの体制で実施しております。一部の検診は来年1月までございますが、6月から10月までをめでに受診していただくことができます。

また、各種検診結果により、精密検査の受診勧奨や生活習慣の改善のための保健指導を実施しております。さらに、血圧や血糖値などの健康課題に着目した健康教育、広報、ホームページを活用した啓発活動を行っております。

また、この世代の方は、勤務先での健康管理が深く関わっております。産業保健としての取り組みで、職場での健診や健康に関するセミナーなど、様々な取り組みが実施されています。蟹江町といたしましても、町内の事業所の健康管理の取り組みを支援するため、地域職域連携事業の一環で、歯科衛生士や管理栄養士によるセミナーなどを実施しております。

今後、職場における健康づくりを支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

そうですね。確かに20代から50代となりますと、生活の主が職場となりますので、そこからのアプローチはとても効果的だと思います。

これらの健康促進事業に、体験談のリーフレットや動画の作成、また患者会などを開催してほしいと考えておりますが、これについても答弁をお願いします。

○健康推進課長 小澤有加君

ご質問、ご提案のありました啓発活動についてお答えいたします。

検診や健康相談で、生活習慣病などのご本人の体験を伺うことがあります。具体的な内容で、心に届きやすく、啓発活動としてとても有意義であると考えます。

また、同じ体験や悩みなどを共有し、支え合う患者会も大きな役割を持つと考えております。

健康教育の機会やリーフレット作成時等、このような視点を踏まえて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

そうなんです。私が自身の体験を多くの人に話そうと思ったのは、ただ、文字で健康診断に行こうとか、がん検診を受けようと、見たり聞いたりしても、それが実感を持って響いてこないと感じてきたからなんです。

過去に、私にとって衝撃的だったのは、フリーアナウンサーの小林麻央さんが乳がんにかかったことでした。小林さんは同い年だったこともあり、さらに亡くなってしまったことは、同じ小さな子を持つ親としてとてもつらいものでした。

芸能人以上に身近な人が、がんや大きな病気をした体験談が、顔写真つきの冊子で受診票とともに送られてきたら、また患者会で対面したら、きっと多くの人の心に響くことでしょう。

町内には協力するよと言ってくださるがんサバイバーや、つらい経験を克服してきたそんな家族の方から体験談を集めることによって、多くの方の心に響く生きた健康促進事業になると思われます。

また、私たちの下の世代には、やはりスマホです。スマホを介した促進事業は必要不可欠と言えるでしょう。動画の作成なども併せてご検討ください。

キラッとかにえ健幸ポイント事業が先日も送られてきましたが、このチャレンジ項目を挙げますと、少々若い世代にやりがいというか、面白みがないものがあるように感じます。朝食を食べる、野菜を1日350グラム食べる、運動を行う、普段から体を動かす、睡眠を十分取る、外出しみんな楽しく過ごす、甘いものを控える、歯間ブラシやフロスを使う、禁煙をする、毎日血圧を測る、体重を量る、休肝日をつくる、こういったものです。

若い世代からの評判はいかがでしょうか。

○健康推進課長 小澤有加君

ご質問のありましたキラッとかにえ健幸ポイントについてお答えさせていただきます。

この事業は、ご自身で健康づくりのための取り組みの目標設定をして、ポイントをためることによりインセンティブを獲得していただき、健康促進に寄与する取り組みでございます。

また、愛知県と県内市町村が共同で実施する県民の主体的な健康づくりを応援するためのアプリ「あいち健康マイレージ」としても運用しております。

ご指摘のとおり、20代から50代の若い世代からの直接の声に触れることは少ないのですが、健康相談などで来所される方からは、歩数記録や体重管理などに活用しているというお声をいただいております。

今後も、アプリでの限定企画などの導入や創意工夫を加えて運用していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

そうですね。せっかくあるものですので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、自費での人間ドックが大変高額であるという点に触れます。

私は専業主婦であった頃に、主人の会社の健康保険や福利厚生のポイントを利用して人間ドックを毎年受けてきました。自己負担は追加の検診項目のみで済んでいましたので、持ち

出しが高額ではなく、育児中の半日を費やすことの大変さはあったものの、金銭的には気軽に受けることができておりました。

けれども、国保に切り替わった今、ドック代が4万円以上かかることに驚きを持っています。

集団検診を受ければよいとは思いますが、今までの病院には私の履歴、カルテが残っていますので、それが10年分以上あります。それをつなげていきたいことや、どうせ受けるならば、まだ若いので、高精度の検診を受けて安心を得たいと思い人間ドックを選んでおりますが、国保の補助額は5,000円だけです。

では、その5,000円の根拠は何なのでしょう。

○健康推進課長 小澤有加君

ご質問のありました蟹江町国民健康保険の人間ドックについてお答えさせていただきます。

医療制度改革により、平成20年度に医療保険者による特定健康診査・特定保健指導の制度が開始されました。このことから、受診率向上のために、蟹江町特定健康診査受診率向上協力事業交付金として補助をしております。

補助額は、蟹江町が実施するがん検診等の自己負担金を勘案して決定しております。

蟹江町国民健康保険の運営状況等も考慮し、特定健康審査受診率の向上に寄与する施策として実施しております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

人間ドックの健康診断は自費診療ですので、物価高の影響を見事に受けています。

4万円も大変高額ではありますが、夫婦2人でとなるとその倍、8万円。毎年それだけの支出を、安心を得るためとはいえ、一般家庭からすると全くもって現実的な金額ではありません。ならば、集団検診にすればよい。しかし、複数項目に対して、複数日の休みを取って保健センターに出向かなければならなく、こちらもまた働く人にとって現実的でもありません。

先ほど私は、200万円の手術代を高額医療費保障によって公的に助けてもらったと言いました。早期発見だとしても、結局それだけの医療費がかかっているわけではありますが、私の場合は早期発見であったため、抗がん剤治療や放射線治療などの継続的な治療をする必要がありませんでしたので、その分の医療費は節約できたとも考えられます。

また、病気になった際の医療費の公費負担分や、病気や事故がなければ得られたはずの将来の利益のことをいう逸失利益、また、病気によって納められなくなった税金を考えても、予防医療に補助を出すのは、むしろ財政的にも効果的かと思います。とはいえ、やはり病気を予防して、かからないことが一番なのは確かな話です。

では、次に、若い世代への健康促進として、禁煙の話、子宮頸がんワクチンの接種、眼科

の受診の3つへ話を進めてまいります。

まずは、HPVワクチンの接種、子宮頸がんの予防についてです。

子宮頸がん予防接種は、平成25年4月1日から定期接種となりましたが、副反応のリスクのために、たった2カ月で接種を積極的に勧めることを差し控えることとなりました。

しかし、ワクチンの有効性が副反応のリスクを上回ると認められ、積極的勧奨が再開されることとなり、蟹江町でも令和4年度から、小学校6年生から高校1年生相当の対象者に対して接種案内を再開、通知をしています。

現在、16歳から24歳の女性で蟹江町に住民登録がある方には、キャッチアップ接種といい、追いつくとか、遅れを取り戻すという意味ですが、定期接種の機会を失った方が、来年3月末までの期間は公費での接種ができます。一定期間を空けた複数回の接種が必要となるワクチンで、つまり、もう1回目の接種を行わなければ、最終接種までを公費で接種できなくなってしまいます。

当然ながら希望者のみの接種ですが、初めての性交渉より以前に接種することにより、子宮頸がんへの感染リスクが大きく下がりますので、公費云々以前の問題として、こども家庭課からは複数回案内をしていただいたり、こども家庭課が管轄に変わったと聞きました。教育課が学校から、総務課が町内会の回覧板からなど、関係各課でしっかりと子ども本人や保護者への周知に取り組んでくださいますよう、お願いいたします。

では、次に、たばこの話です。

若い世代への禁煙の促進事業がどのようになっているかを教えてください。

○健康推進課長 小澤有加君

ご質問のありました若い世代への禁煙促進への取り組みについてお答えいたします。

禁煙の啓発活動といたしまして、のぼり旗の設置や世界禁煙デーに合わせた広報、ホームページやデジタルサイネージなどの掲示板を活用したPRを実施しております。

また、個人へのアプローチとして、事業で保健センターに来所された喫煙者の方や子育て世代への啓発として、妊娠届け出や乳幼児健診の機会を活用して、直接禁煙を勧めております。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

私が10代の頃は、副流煙についてしきりに耳にした記憶があります。特に妊婦は、本人がたばこを吸わなくとも、副流煙が胎児によくないと習いました。

健康増進法が改正され、町内の行政機関は敷地内禁煙、飲食店やオフィス、事業所などでも屋内禁煙となるほか、20歳未満の喫煙エリアへの立入禁止などがあります。

しかしながら、蟹江町は歩きたばこの禁止等の条例は特になく、歩きたばこをしている人を見かけることはあまりありませんが、道路にたばこの吸い殻が落ちている様子はよく見か

けますので、もうあと一押しかなというところを感じます。

時代は一気に禁煙に加速したものの、しかし、最近では副流煙の出ない加熱式たばこが、副流煙の害をよく聞いて育った私たち世代に揺さぶりをかけています。加熱式たばこは、現在、世界シェアの80%以上を日本が占めているとされています。

個人的には、人生のほぼ全てをたばことと共に過ごした年配の方に、今さら禁煙しようと、健康のためと言ったところで、どうなんだろうという思いもありまして、ただ、若い人たちが、今、肺のまだきれいな人たちが、これからたばこに手を出さないように、そちらに注力したほうがよいのではないかと考えます。

そして、たばこをやめようなどと、先ほどからありましたが、健康推進課からチラシが送られたとしても、やはり若い世代はそのチラシを目にする機会すらほぼありません。きちんと若い人たちの目に届く、心に届く事業として考えていただきたいと思います。

では、最後に、目の疾患について質問します。

スマホの普及により、近年、目への負担が、以前とは比較にならないほど大きく変化していることは、この場にいるどなたも感じていると思われま

す。また、とあるドラッグストアに行きましたら、レジの後ろにカラーコンタクトがずらっと並んでいるのを見て驚きました。カラーコンタクトは、眼科の処方箋がなくとも手軽に自分で買うことができます。だからこそ、誤った使い方をして目へのダメージが心配されています。

そういったこともあり、将来的な目の疾患が今後増えるのではないかと、今から備え始めてもよいかと考えます。

健康診断等では、眼圧を測ることができますが、日本人は正常眼圧内での緑内障の発症が多いとされています。緑内障は日本人の失明の第1位です。発症していることに気づかずに、大きく視野が欠けてからようやく気づくそうで、緑内障の症状のほぼないうちから、点眼などの薬物療法で進行を抑えることができます。

だからこそ早期発見が重要になるわけですので、町として、目の病気への早期発見の取り組みが何か考えられないでしょうか、お答えをお願いします。

○健康推進課長 小澤有加君

ご質問のありました目の病気の早期発見への取り組みについてお答えさせていただきます。

人が得る情報の80%は目から入ると言われております。子どもの近視や大人の眼精疲労、加齢による視力低下など、様々な目の病気は、日常生活の質に深く関わってくる健康問題であると認識しております。

既に実施している自治体の対象者や検査項目など、効果的な事業内容を研究しながら、町民の健康課題として優先度を考慮しつつ、注視してまいります。

以上でございます。

○1番 多田陽子君

実は、私は緑内障も患っておりまして、胸を失うよりも視力を失うほうがずっと怖いんです。

完全に失明しなくとも視野の中央部分です。その辺り、焦点の近くが欠けてしまったら、ものを見ることができなくなってしまいます。文字なんてとても読むことができません。

実生活に与える障害は計り知れないところで、だからこそ、多くの方には目を大事にしてください。町からも積極的に取り組むべき分野だと提言させてください。

では、最後に、町長にお尋ねします。

私は、蟹江町を、健康促進や予防医療、特にがんの予防や早期発見に強いまちにしたいと考えました。

しやれなんですけれども、がんは英語でキャンサーと言います。キャンサーはラテン語でカニのことです。乳がんを発見した学者が、乳がんの形が足を伸ばしたカニに似ていることから、そのように名づけました。

カニつながりで、蟹江町ほど、これに取り組むべき市町村がほかにないのではないかなどか、また、蟹江には、体にとってもよいとされる温泉があるということも考えまして、蟹江町を健康促進や予防医療をうたうまちにしてはどうかと考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○町長 横江淳一君

それでは、多田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

健康日本、それについていろんな施策を蟹江町も行っています。特に目立ったことということではないんですが、今議員おっしゃったように、がん検診については、やっぱりなかなか検診率が上がらないというのも事実であります。ここへ来てちょっと上がり気味なのかなというふうに考えてございます。

また、どうして目のことを今回聞かれたのかよく分かりませんが、私もちょっと目を患っておりまして、今治療中ということで、これについても本当に前触れがなくて、いろんなタイプがあるようであります。

やっぱりパソコン、それからスマートフォン、ブルーライトですね、いわゆる。知らないうちに目に負担がかかっているというのが、現実には私自身もそのように思いますし、また、目の検診も必要ではないのかなということは、これも私が別に患ったからということではなくて、前からそんな検討はしております。

また、ご指摘のように蟹江町だけがということではなくて、海部郡町村会でございますし、この4市2町1村、いろんな病院でのいろんな協力体制の中で、しっかりと予防医療をこれからも進めてまいりたい。蟹江町だけ特にとということではなく、地域と一緒に進めていければ一番いいのかなと、こんなことを思っております。

また、ご指導とご意見いただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○1番 多田陽子君

ありがとうございます。

健康促進といますか、まずは情報からなのかなと思いました。

今朝のNHKのニュースで、乳房再建のことが取り上げられておりました。乳房再建というのは、シリコンやおなかや背中肉とか脂肪を、手術で胸の部分に移動するというものなんですけれども、そうしましたら胸の膨らみが取り戻せるという処置です。

その乳房再建が日本では13%だったか、諸外国に比べて再建率がとても低いと。その原因は、情報不足によるものだとありました。

私は、情報によって守られる体の健康、心の健康というのはたくさんあると思います。だからこそ、健康推進にどうぞご尽力くださいますようお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。長時間にわたりありがとうございます。

○議長 水野智見君

以上で多田陽子さんの質問を終わります。

ここで、保険医療課長、健康推進課長、こども福祉課長、こども家庭課長、教育課長の退席と、消防長、民生部次長兼環境課長、住民課長、給食センター所長、安心安全課長の入場を許可します。総務課長は席を移動してください。

暫時休憩します。

(午後2時39分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時56分)

○議長 水野智見君

質問5番 富田さとみさんの1問目「町内会・区会が災害に備える力をつける為に」を許可します。

富田さとみさん、質問席へお着きください。

○10番 富田さとみ君

10番 新生クラブ 富田さとみです。

議長に許可をいただき、通告書どおり「町内会・区会が災害に備える力をつける為に」を質問させていただきます。

能登半島地震から5カ月、被災された皆様が仮設住宅へ入られるニュースも多く耳にするようになりました。ですが、まだ、がれきがそのままの状況もあるようです。確実に復興への道を歩んでいると感じます。

今回は、各町内会・区会における防災への取り組みについてお尋ねいたします。

東日本大震災の際には、多くの町内会の役割が大きく、日頃からの防災への取り組みが、

被害を最小にできた事例もニュースになっていました。

今回の能登半島地震では、避難所運営の難しさを訴えている記事もありました。町内活動の下、住民の共助、協働の姿も多く見受けられ、改めて住民同士のコミュニティの重要性を考えさせられます。災害に備えるためにも、町内会や区会単位での防災力、減災力を強化すべきですが、人口減少、少子高齢化で変わりつつあると思います。

蟹江町でも、先ほど多田議員がおっしゃっていましたが、未加入者も多くなり、町内会も困っている現状が課題となっております。

では、まず令和6年度蟹江町総合防災訓練についてお尋ねいたします。

今回は、4年に一度の蟹江町主催の訓練となり、毎年各町内が計画書を提出、実施後には報告書を提出する訓練とは異なりますが、以前の展示型から、避難所開設訓練という具体的な訓練の実施を計画されています。

嘱託員対象の防災会議で各町内にお知らせ済みと思いますが、避難所開設訓練ということで、町内会、区会、その役員の方々が中心になると伺っております。今回の訓練で、町内会や区会の皆様にどのような役割を求め、目的についてお尋ねいたします。

避難所開設ということ初めて体験される地区もあると思います。より丁寧な指導が必要ではないかと考えております。今後、再度の打ち合わせも行われるのでしょうか。

また、今回は職員の皆様も参加と伺いましたが、どのような参加内容になっているのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました令和6年度総合防災訓練についてお答えいたします。

まず、避難所開設訓練の内容と、参加者の方の役割と訓練効果についてお答えいたします。

避難所開設訓練では、避難者受付の設置、受付において避難者名簿作成準備、避難所運営委員会の設立、避難所運営委員会の名簿作成、居住区画の設置、トイレ処理剤の使用法の確認、特設公衆電話を設置し、災害対策本部との通話訓練を行います。

参加者の方は、各町内会、区会の役員の方とさせていただきますので、避難所運営委員会のリーダー的な立場として訓練に参加いただきます。

一連の開設の流れを訓練することで、実際に災害が起きた際に、速やかに避難所が立ち上げられることと同時に、訓練時に発生しました課題の抽出、解決に向けた取り組みが行われることが狙いとなります。

また、訓練の事前打ち合わせにつきましてですが、7月の下旬から8月下旬の間に、各訓練会場において、訓練当日の流れおよび備蓄資機材の確認を実施する予定をしております。

最後に、職員の役割ですが、各指定避難所へ出動し、震度5弱以上の揺れを感知すると、緊急用のスペアキーが取り出せます防災ボックスについての説明及び避難所開設訓練に関するサポートを行う予定をしております。

また、役場内では、災害対策本部訓練も合わせて行う予定をしております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございます。

防災意識の向上のためには、今回だけでなく、今後もより実践的な訓練を各町内会、区が実施していくことが必要であり、町からも啓発活動で、より防災意識が高まっていくものと考えます。

4月に発災した台湾での地震では、避難所開設の早さは、地震大国と言われている日本よりもとても早く、2時間後には受け入れ態勢はしっかり整ったそうです。役割分担が確実に行われ実行されたニュースには目を見張りました。

1月の羽田の飛行機事故でも、初動の避難訓練が功を奏し、一人の死者も出さなかったことは奇跡と言われています。

しかし、やはり両方の事例は、繰り返しの訓練のたまものです。特に台湾の防災への取り組みは、ここ日本でも見習うべきと思いました。

また、ここ蟹江でも災害時に機能できるよう、今後も訓練の継続を望みます。また、今回の訓練での課題の抽出を行い、次につなげていただきたいと考えております。

では、次にまいります。

各町内会、区会の公民館が、避難所となる場合が能登半島地震でも見受けられました。指定避難所ではありませんが、顔見知りの人たちの集まりということで安心感もあったのでしょう。結果、避難所として機能し始めたかと思えます。

蟹江町でも、同じく住民が各公民館に避難することができますか。

また、避難所としての使用の場合、設備と備品等、必要となりますが、備蓄品など常備されているのでしょうか、各町内会や区会が準備しなければいけませんか。備品といっても幅広く、町内会単位でそろえられないものもあると思います。

また、実際に広域避難が余儀なくされたとき、蟹江町は他地域との連携はされているのでしょうか。ある場合はどのような体制や連携内容になっているか教えてください。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました災害時の公民館の避難所使用について説明いたします。

災害規模によっては、避難者が多数発生した場合、各地区で管理されている公民館を有効的に活用いただくため、建物の安全が確認された場合には、避難所として使用することは可能だと考えております。

次に、整備状況、備蓄品についてですが、指定避難所と防災倉庫以外で、当町といたしまして備蓄の管理はしておりません。そのため、地域公民館の備蓄品等は、各町内会、区会単位で組織されています自主防災会で備蓄、管理をさせていただいております。

なお、自主防災会が購入される備蓄品等につきましては、補助制度があるため、補助を交付した物資に関しては把握をしているのが現状でございます。

最後に、広域避難時の他地域との連携につきましては、被災状況により、愛知県に広域避難の要請をしていくことになります。

また、西尾張地区で相互に協力できる被害状況であった場合に連携する取り組みといたしまして、西尾張地区内での広域避難等の相互協定を進めているところでございます。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございます。

各町内会や区会が自主的に行うべき備えなのでしょうが、備品も含め備蓄などについて、町からのご助言、ある程度、町がラインを設け、指導や一緒に考える講習、今回の防災訓練も参考に繰り返し実施で、意識向上につなげていただきたいものです。

また、各公民館の現状把握も行ってほしい項目です。避難所として機能できるのか、箇所は少ないかと思いますが、最低限の準備についても指導や助言は必要かと考えます。

また、広域避難については、住民の皆様の理解や備え、心構えも必要となります。防災講習などで身を守るすべ、選択肢であることを周知して、意識づけも大事だと思っております。

では、次に、実際に災害が起きたときの町内会や区会の役割についてお尋ねいたします。役割についてですが、何を求められていますか。

また、避難誘導、避難行動要援護支援者、情報伝達、被災状況の把握などでしょうか。発災直後は、近隣の共助、協働が被害を最小とする鍵となることでしょうか。初動の救助活動も行うとなると資機材も必要となります。今回の総合防災訓練での避難所運営も現実にも求められる項目となります。そのときの必要な備品をそろえることも、最小の自治体である町内会、区会でも必要とされると思えます。

防災、減災の啓発とともに、南海トラフ地震に備えることにもつながることになるのではないのでしょうか。

また、要援護者把握のために、災害時支援を望む方の把握と援助のため、町内会と民生委員にお知らせとして災害時要援護者名簿がありました。現在も継続されているのでしょうか、よろしく願いいたします。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました災害時の町内会や区会の役割について説明いたします。

さきの質問にも関わりますが、災害時の避難所は、避難されている方自身が運営、参画していただくことが不可欠です。避難所運営委員会が発足された場合、町内会、区会の役員の方々には、運営のリーダー的立場として活躍していただきたいと考えております。

次に、町内会、区会の備品等の備えにつきましては、自主防災組織育成事業の補助金を活

用していただきながら備蓄をするなどしていただき、共助を推進していただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問いただきました災害時避難行動要支援者の一覧の情報提供についてお答えさせていただきます。

嘱託員の方には各町内会の登録者の情報、民生委員の方には担当地区の登録者の情報を、それぞれ一覧としてお渡ししておるという現状でございます。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

要援護者への支援体制は、個人情報もあり難しい点もありますが、町内会と民生委員との連携や協力体制は、災害時に機能するためには、平時から情報共有を密に行うことが重要だと考えます。

次の質問にも重複する点がありますので、次にまいりたいと思います。

毎年、嘱託員会議で、町内会、区会運営費をはじめ様々な予算が示されております。その中の175万円、自主防災組織育成事業助成交付金について目的と助成内容、併せて令和5年度までの各町内、区会の利用実績をお教えてください。

また、各町内、区会の備蓄、備品整備の状況はそれぞれ差異がありますが、町では把握をされているのでしょうか。

防災備品は大きいものから小さなものまで多種多様で、一度に整備は困難です。高額なため会費だけでは賄えず、防災のことは後回しになりがちです。助成の条件があるため、人口の少ない町内会には難しい事業となります。

今後、この自主防災組織育成事業助成交付金を増額の検討をしていただき、それぞれの町内会と区が災害に備えられる土壌を、より強化していただければと考えております。

整備すべき備品や資機材や、共助、協働の基盤となる自主防災の在り方を細やかにお示しいただき、防災、減災の強化を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました自主防災組織育成事業についてご説明いたします。

まず、助成交付金の目的につきましては、災害による被害の防止、または軽減を図るため、住民の自主的な防災の推進について、災害対策基本法第5条第2項及び蟹江町地域防災計画に基づき、自主防災組織の設置及び活動の推進並びに援助を行うものであります。

次に、その助成内容ですが、助成対象はメニューにより助成額の割合が変わってきます。

1つ目に、消防ポンプや収納庫の購入などが該当する資機材整備事業については、助成額

は購入金額の2分の1以内。

2つ目に、消防ホースやその附属品が該当する消火栓用消火器具整備事業については、助成額は購入額の2分の1以内。

3つ目に、非常用食料や救急医療品などが該当する備蓄食料及び消耗品の資機材整備事業につきまして、助成額が購入金額の3分の1以内。

4つ目としまして、防災講演会、研修会等で発生した費用などが該当する活性化事業の助成額は、金額の4分の1以内で助成されるものでございます。

次に、近年3年間の利用状況でございます。

令和3年度は118万6,000円、13団体が利用されております。

令和4年度につきましては、170万4,600円で25防災会が利用されております。

昨年度、令和5年度につきましては、130万円で23防災会が利用されているという実績となっております。

次に、各町内の備蓄等の整備状況の把握につきましては、先ほどの回答にもなりますが、助成に関する利用状況について把握しておる状況でございます。

最後に、本交付金の上限額の変更につきましては、今のところは考えておりません。

また、本交付金に係る予算につきましては、毎年、実績に基づいて予算を計上しておるところです。つきましては、今後さらなる需要が見込まれるなどの状況になれば、財政部門との調整させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。また、今後の検討していただけるということで、ありがとうございます。

しかし、先日もお聞きいたしました、この充当しているものの中に、消火栓のホースの金具盗難が、各町内会、区会で頻繁に行っておりました。その再購入に充てられているということもお聞きしました。やはり、盗難されたものに充てるというのは、本来の目的からされているのではないかと受け取れます。

より多くの町内会、区会がこの制度を活用して、先ほど課長もおっしゃいましたが、使っただけのような形で続けていただきたいと思っております。より多くの町内会が、災害への備えのために整備することが目標だと思っております。

そのためにも、備えることの重要性を伝え、町内会、区会との連携の強化、現状の把握に努め、先ほどの質問とも重なりますが、町内会や区会に任せきりではなく、どのように活用しているのかも、現場に定期的に確認できないかとも思います。

各地区において防災意識の違いがあることもご存知でしょうか。自主的に防災、減災に大きく取り組んでいる町内もございます。そういったところをモデルにしてということにもな

りますと、また頑張ろうという意気込みにもつながり、ほかの町内にも、備えに大きくかじを切るところが増えると思います。

能登半島地震を受け、防災、減災への取り組みを強化する自治体も多くなってきています。蟹江町も災害に備えるために、指導と助言も含めて隅々までの周知をよろしく願いいたします。

では、最後になりますが、先ほど多田議員もおっしゃいましたが、町内会は任意団体でございます。しかし、町と住民とのパイプ役という重要な役割もあり、災害時には情報共有、伝達などお任せできる貴重な存在でございます。

しかし、昨今、未加入者や脱退者が増えている現状を、他人事でない町内会、区会も多々あります。町内会、区会も、現存の見直しも含め、考えていかななくてはならないときが差し迫っていると思います。全国各地での町内活動や運営方法を見直す向きも多くあります。キャッシュレス化や電子版の回覧板を活用、役員の負担軽減を図り、未加入を防ぐ努力を多くの自治会が始めています。

各地区の現状把握や、嘱託員は町内会長が兼任をしております。民生委員などの人選、美化や環境保全、福祉の面でも各町会との関係性は今後においても変わらないはずですが、町内会長はじめ役員の皆様、民生委員の皆様、成り手不足で現実に困っていらっしゃいます。それでも、日々、町内会長や区長さんたちも役員さんたち含め、毎日頑張っていらっしゃいますが、未加入者を減らすために、町も一緒に考える機会と、助言、助成を望む声も私のほうにも届いております。

町としても、町内会、区会の在り方をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○総務部長 鈴木 敬君

それでは、ただいまご質問のありました町内会、区会への未加入、脱退等の課題についてお答えさせていただきます。

町内会の代表であります嘱託員の方々へ委嘱している職務としましては、町政事務の運営に関する情報を住民の方々へ周知していただくことや文書の回覧、また、議員が先ほどおっしゃられました各種委員会などの委員の推薦、災害に伴う活動などが挙げられ、町と町内会は、密接な関係にあると考えております。

そのような中、町としましては、町内会の加入率の減少につきましては、大きな課題の一つであると捉えておるところでございます。

住民自治でありますので、行政が直接的な運営に関与はできませんが、その要因であります加入者の高齢化、役員の担い手不足、転入者の未加入などの解決に向けて、周辺自治体を参考にしながら検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

町内会運営費、地域公民館等維持管理費交付金、まちづくり推進事業交付金など、多くの課からの交付金が支払われていて、町内会、区会の運営の一助となっております。

先ほどご答弁いただきましたように、一線を引いた関わりから、課題に対してご助言や指針を示していただけるとのことで、希望が持てると感じました。難しい点もあるでしょうけれども、一体になり、町内会、区会の将来を考えていただきますようお願いいたします。

先日の嘱託員研修旅行に、町長はじめ各町内会長、区長の皆様が沼津に赴かれ、沼津市役所での研修内容を会長より伺いました。資料も拝見して、蟹江町の約6倍の人口の沼津でも、町内会、自治会での課題は同様ありますが、市を挙げて、自治会との連携や課題への積極的取り組みを知り、ここ蟹江でも沼津市の取り組みを参考にしてはどうかと思っております。

先ほど、多田議員のときに町長がお答えいただきましたが、ちょっと併せてお答えいただければありがたいと思います。よろしくようお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、富田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まさに町内会の加入者が、特に蟹江だけではなくて、近隣の自治体も同じような状況が続いているわけであります。多分、元凶はこのコロナ、それで人対人との関係が疎遠になっている、リモートで事が済んでしまう、フェース・ツー・フェースの機会が全くなくなってしまう、それが当たり前の時代が、もう来ちゃっているわけですね。いざ、何か事を起こそうと思うと、それが現実、行動としてできない。これは当たり前のことでありまして、非常に危惧をいたしております。

そんな中で、先般、沼津市へお邪魔をいたしました。担当のうちの職員が、非常に先進的な取り組みをしているよ、19万人弱、この人口も、年々どうも減少しているようでありますが、沼津もご用邸があるようなところでもありますので、非常に古い方と新しい方が混然とみえるところではありますが、そんな中で高齢者の方の町内会長さん、嘱託員さんも役場へ来ていただいて、一緒に実はワークショップをやっていただきました。

そこで素直に感じましたのは、もう少し行政が、例えば、デジタルサイネージじゃないですけれども、そういう画面で見せて分かっていただけ、そういう手法も取れるのではないかな。デジタルデバインドといって何もしないのでは、ちょっとこれは遅れているんじゃないかということ、担当者自ら見て回りました。

そんな中で、特に31町内会の中で5つの町内会さんの代表の方が欠席をされたんですけれども、後で多分、いろんなところで情報は共有をしているとは思いますが、やっぱりそういう古い地域の町内会長さんは本当に苦しんでおみえになりまして、次の担い手がない、それにイコールして、先ほどちょっとお話がありました子ども会の団体も少なくなっている、婦人会も全く形成ができなくなってしまう。もう一つ言うと、高齢者の集いでありまして長寿

会、この長寿会もどんどん少なくなって、個体がすごく少なくなってきているということを感じました。

そんな中で蟹江町、先ほどから言いますように、やっぱり地域の歴史と伝統を重んじる地域もあれば、新たに入ってみえた方との交流をしっかりとやっていく、そのつなぎをつけるのがまさに行政だと思っておりますので、富田議員も、コミュニティーの非常に強い地域でしっかりと活動されてみえた議員さんでありますので、そのことも含めてまたアドバイスを願えればありがたいと思いますし、町といたしましても、行政といたしましても、どこまで行政が入れるかは別として、まずは会から始めよう、スタートさせていたさきたいと思っておりますので、またぜひともご尽力いただける、ご助言いただければありがたいというように考えてございます。

以上です。

○10番 富田さとみ君

町長、急だったのに申し訳ありません、ありがとうございました。

本当に町内会というのは、先ほど言いましたが任意の団体ということで、なかなか町のほうも聞きづらい点もあったかと思えます。しかし、今回、こうやって部長も町長も、こういうふうな形でお答えいただいて、これは一歩も二歩も前進したのではないかなというふうに感じております。

私も長く町内会長をやっておりましたが、どこか町との隔たりがあるように感じておりました。そこをどういうふうな形でなっていくか分かりませんが、両方が両輪となって、一緒になって蟹江町を支えていけたらと思っております。

コミュニティーの継続化をするためには、防災力、減災力を続けて、災害に強い蟹江町を目指したいと思います。

以上です。1問目を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で富田さとみさんの1問目の質問を終わります。

引き続き、富田さとみさんの2問目「使用済み食用油、ゴミから資源へ」を許可します。

○10番 富田さとみ君

10番 新生クラブ 富田さとみです。

議長に許可をいただき、通告書に従い「使用済み食用油、ゴミから資源へ」、通告書に従い質問させていただきます。

少しお時間ください。準備をさせていただきます。

○議長 水野智見君

暫時休憩します。

(午後3時28分)

○議長 水野智見君

暫時休憩を解きます。

(午後 3 時30分)

○10番 富田さとみ君

改めまして、今話題の「天ぷら油で空を飛ぶ!？」という番組をテレビで見ました。

使い終わった食用油を分解して、SAF（サフ）と呼ばれる航空燃料として生まれ変わるそうです。このSAFの原料となる使用済みの食用油が、ヨーロッパにも日本からも輸出されて、資源として高騰しているそうです。その番組では、日本の資源は日本の中で使用されるべきとの見解でした。私も、何も考えずに新聞紙に包んで出していました。

以前、蟹江町内を天ぷらの匂いのする車で議員さんが走っていたことを思い出し、石けんをつくるという話もあったこと、廃油の再利用に関心を持つことになりました。

事業所では、回収業者に引き取ってもらうことは知っておりましたが、家庭からの使用済みの食用油はどうなるんだろう。ほかの自治体でも、多くは政令指定都市ではありますが、使用済みの食用油を回収事業としての取り組みをインターネットなどで知ることができました。

ここ蟹江でも、捨てるのではなく、回収して資源として活用できるのではないかと今回の質問をさせていただくことになります。

蟹江町では、使い終わったサラダ油などの植物系食用油はごみとして回収されますか。紙や布などに染み込ませて出してくださいとありますが、こちらにも書いてありますが、染み込ませて出してくださいとあります。

伺ったところ、蟹江町内の3町内が、リサイクルのため町が回収されているそうですが、回収のことはここの中に記載されてはおりません。なぜ3町内のみに限られているのか、こういった経緯で3町内限定なのでしょう、他地域に広げることの検討はされなかったのでしょうか。

また、回収された廃油は、給食センターの廃油とともに、入札された業者の買い取り及び回収されていると伺いましたが、いつ頃から始まり、今現在も継続しているのでしょうか。よろしく願いいたします。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

それでは、使用済み食用油の回収についてご質問がありましたので答えさせていただきます。

議員のおっしゃられたように、蟹江町の「ごみの分別手引き」におきましては、天ぷら油、廃油として記載してありまして、分別の区分は可燃ごみとして分類されております。ごみを出すときは、固めるか、紙や布に染み込ませていただいて、燃えるごみで出させていただくように手引きやカレンダーには書いてあり、そのように我々も周知している状況でございます。

また、議員のおっしゃられたように、今現在の一部の地域ですが、いわゆる3地区になりますけれども、蟹江団地、南蟹江団地、中瀬台の3団地につきましては廃油を回収しております。

回収の方法としましては、月1回の資源ごみの回収時になるんですけども、その資源ごみの回収箇所、この3地区とも公民館、集会所がその場所に設定されておりますが、そちらのほうに廃油をお持ちいただいて、ポリ容器に入れていただくことになっております。そのポリ容器を、後日、町の回収業者が回収して、役場の環境課のほうへ持ってきてもらう形になります。その量がある程度たまった段階で、今後は、給食センターが委託をしている処分業者に回収する流れとなっております。

こちらのほうですが、もともと記録によりますと平成8年から回収を実施しております。もともと給食センターにおきまして、廃油の処分、リサイクル化をするにあたりまして、家庭から出る食用油についても、モデル地区を設定して回収するという経緯があったようでございます。それが今現在も続いて行われている状況でございます。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

平成8年ということは、旧の給食センターのときですが、ほかの地区に広まらなかったとお考えでしょうか。

現存の3町内でも同じような作業かと思われそうですが、ごみ分別手引きにも食用油は可燃、固めるか紙や布ということでございますが、リサイクルは記載されておられません。

回収作業が行われていることを今回初めて知ったわけですけども、今後もこの3町内は、引き続き続いているということではよろしかったでしょうか。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

ご指摘のとおり、現状としましては、このような形で続けているというところでございます。

もともとこのリサイクルを実施するにあたりまして、油につきましては植物性の油ということで、サラダ油ですとかオリーブ油、ゴマ油、そういったものが対象になります。動物性の油ですとか機械油というのは回収の対象外になると、あと不純物、いわゆる天かすですとか、いろいろなごみとか混ざってしまうので、なるべくそういったものは除外したいということで、なかなか手間もあるということで、3地区のほうにまずは協力をお願いして、それが続いているというのが状況でございます。

一部ではございますが、食用油、例えば、使ったけれども使い切れずに大量に残ってしまったものすとか、賞味期限切れでちょっと使えないんだけどもということで、ちょっと燃やすには手間がかかるのでどうしたらいいですかというような問い合わせがあったときには、役場環境課のほうにお持ちいただければ処分いたしますということではご紹介はしてい

る状況でございます。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

今言われました環境課のほうに相談ということもこちらには記載されておりませんので、そういったこともアナウンスしていただければと思います。

では、次に、給食センターでは、自然エネルギー・自然循環型社会への取り組みを実施されています。

少しお待ちください。申し訳ありません。手づくりなんですけれども、一応、ホームページのほうを少し載せさせていただきます。

その中には廃油再生燃料化装置を使い、軽油の代替燃料（バイオディーゼル燃料）を精製、給食配送車2台に使用している実態をホームページで知りました。

1回100リットルの処理を行う廃食油再生燃料化装置についてお尋ねするつもりでしたが、ホームページが更新されていないことを、今回の通告書を提出した以降に伺いました。

現在は、廃食油再生燃料装置も処分、給食配送車にも使用されていない現状ですが、その後、給食センターのホームページは更新されたのか、装置を使用していた際の作業内容や工程等、現状、今の状態も改めてお聞きいたします。よろしくをお願いします。

○給食センター所長 浅井 修君

それでは、議員からは、廃食油の利活用や回収方法などの現状について、廃食油再生燃料化装置に関係したご質問、3点ほどいただきましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

最初に、まず給食センターのホームページご覧いただきましてありがとうございます。また、ホームページ内の掲載内容の一部につきまして、古い情報のままになっており、ご迷惑をおかけしておりますこと、この場をお借りしまして謝罪させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

お尋ねのありました廃食油再生燃料化装置につきましては、現センターが稼働いたしました平成21年8月当時、導入をいたしました。給食センターで排出される使用済み天ぷら油の一部を、軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料、BDFですが、こちらのほうに精製し、2台の給食配送車の燃料として当時は利用しておりました。

平成28年度と平成30年度に順次配送車を更新した際に、一定の効果が確認でき、当初の目的がおおむね達成できたと判断したことによりまして、精製及び利用は終了し、その装置は、昨年度末、有償で業者に売り払っておるところでございます。

なお、過去にご質問のありました実施しておりました精製作業につきましては、1回当たり、おっしゃるとおり100リットルの廃食油を、温度を上げながら必要な薬剤などを投入して不純物を取り出す作業を、半日ほどの工程をかけて繰り返しをいたします。その後、常温

に戻しまして、燃料として取り出すまでに、さらに半日から1日時間がかかりますので、トータルで2日ほどの作業工程となっております。

次に、使用済みの天ぷら油、廃食油でございますが、この処分の現状でございます。

議員おっしゃられたとおり、さきに環境課長がお答えいたしましたでしたが、入札によって、給食センターが取りまとめて業者に売り払っております。

また、廃油の回収につきましては、給食センターと福祉給食センター、あとは役場の3カ所を引き取り場所といたしまして指定しておりますが、一定量がたまったタイミングで回収に来ていただいております。

最後になりますが、給食センターのホームページ、更新されたのかということでございます。

こちらにつきましては、廃食油再生燃料化装置、今提示していただいているそちらでございますが、間違った内容、古いままになっておりましたので、ご指摘をいただきました。昨日になりますが、新しいページに更新をさせていただきましたので、また後ほどご覧いただきたいと思っております。大変遅くなり申し訳ございませんでした。再度謝罪させていただきますので、お許しをいただきたいと思っております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございます。昨日、ホームページの更新を確認いたしましたら、まだ更新されていなかったんですが、その後に更新された旨、先ほどお伺いいたしました。

当初の目的がおおむね達成できたと回答いただきましたが、ホームページでもその旨を記載いただければと思っておりました。一応、過去からのことも書いてございまして、分かりやすくなってきたかなというふうに思っております。

今回、現状を知らせるホームページが大きく違っていたということは、間違った情報発信が正しい情報と捉えられるおそれもあります。ほかにも町からの情報は正しく発信されているのかも、いま一度、見直しをお願いしたいと思います。

また、今回、ほかからの回収された廃油とセンターで処理されずに業者回収している量、金額等もお聞かせいただきたいと思っておりますが、蟹江全体で取り組もうとした検討はなかったのでしょうか。今後についてもお答えいただきますようよろしくお願いいたします。

○給食センター所長 浅井 修君

それでは、ホームページの内容等々の関係につきましてご質問いただきました。順番にお答えさせていただきます。

まず、ホームページ内での掲載内容について、ほかは大丈夫かという質問でございます。

再度、給食センターのページ内も確認をいたしまして、古い情報のものは速やかに修正していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、売り払いなどの実績等につきまして、量とか金額についてのお尋ねでございます。

実際に今年度、6年度でございますが、入札により業者のほうに売り渡しておる金額が、1キロ当たり税込みでございます、99円となっております。昨年度は104円ほど、令和4年度が78円ほど、令和3年度が22円ほどというような単価で売り払っております。

量とか総金額でございます。昨年度、令和5年度の実績でございますが、総数量といたしましては、7,327キログラム、内訳といたしましては、センターがほとんどでございますが、福祉給食センターが、内訳で740リットルほど、役場の回収拠点で100リットルほどとなっております。総金額につきましては、76万5,000円ほどの売り上げとなっております。

令和4年度も同様なぐらいの数量を売り渡しておりますが、57万円ほどの金額となっております。

以上で、売り払いの関係につきましてはお答えさせていただきます。

最後になりますが、町全体での取り組み、検討はあったかということにつきましてでございます。

さきにお答えさせていただきましたとおり、現状では、天ぷら油の売り払い手続き、給食センターで取りまとめて行っております。当初、始めた折には、庁舎内の関係課で検討を行って、代表で行った経過がございます。

今後につきましても、当分の間は、このような対応で売り払いを続けていく予定を考えております。回収方法が大きく変わったりとか、売り払い方法を見直す必要がございましたら、その折には関係課で十分検討をいたしまして、調整の上、進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。

令和3年にはキロ22円が、現在は税込み99円と、約4倍になっていることを考えますと、資源として高騰していることも事実として捉えられます。

先日、給食センターにお邪魔をさせていただきまして、廃油の先ほどの装置もあったところも拝見させていただきました。また、回収作業ですとか、そういったことの取り組みに関しましても、給食センターはよくやっぴらっしゃるなということ、感心して聞かさせていただきました。ありがとうございました。

やはり、そういったこと、土壌があるのであれば広げてもらいたいリサイクルの方法だと思っております。

では、3番目に行きたいと思っております。

廃油の個別回収についてお尋ねいたします。

私は、名古屋市環境局に赴き、お話を伺いました。とても丁寧に応じていただきました。蟹江町は、お話ししたら、規模が大き過ぎて比べようもないと言われましたが、回収事業を扱っている自治体は多くあります。

名古屋市は、市内のスーパー73店に市民がペットボトルで持参、こちらにも書いてございますが、油をペットボトルに入れてお店のほうに届けるそうです。ちなみに、持参した市民へのポイントの還元等は全くなく、市民の自主的な行動で事業が成り立っています。

1リットル単価で市へ支払い、業者は再生燃料、または、インク、石けんに再生する循環型を実践されています。

私も、中村区のパレマルシェのほうに赴き、どういった形で引き取っているのかを見てまいりました。簡単にペットボトルをサービスセンターに持って行って、業者が来るまでそこで保管をされているそうです。特にポストがあるとかそういうことではなく、サービスセンターで管理をされていました。

京都市では、精製するプラントもあり、約17万リットルの油が回収、精製されているそうです。

名古屋市の200万人と3万人の蟹江とは違うということでしたが、実際に3町内の皆様は、30年の間、今でもこつこつと手間や時間もかかる中、継続して進めていらっしゃいます。小さな町だから取り組めないではなく、給食センターの前向きな取り組みを広げて、小さな町だから余計に広がっていくのではないのでしょうか。

ペットボトルやトレーの回収、新聞、段ボールなどの廃品回収にも積極的に取り組む個人から団体も多くあり、実現可能ではないかと考えます。

給食センターにも業者が回収作業まで行っているのであれば、回収場所、方法も交渉する余地はあると思います。課題についてもご検討いただき、新しくリサイクルの事業としてやっていただければと思っております。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

議員のご質問にございました食用廃油の個別回収についてでございます。

現在、愛知県内では、何らかの形で食用油、廃油を回収している自治体は、蟹江町を含め32市町村となっております。

回収方法といたしましてはいろいろございまして、議員が赴かれた名古屋市みたいに協力店舗ですね、そちらのほう、名古屋市の場合ですと73カ所ですか、そういったところで回収しているところもございますし、いわゆるリサイクルセンターですとか公共施設のほうに持ってきてくださいというふうに周知している自治体も多くございます。

ですので、蟹江町としまして現在3地区、お問い合わせがあれば、役場環境課にもご案内していたところがございますが、まずは、町内に2カ所ありますエコステーションで回収できるような形をちょっと検討していきたいなと思っております。

また、その上、いろいろ他市町村のケースなんかも参考にしながら、回収箇所を増やせるような形に持っていければいいかなと思いますので、どうぞご協力のほうよろしく願いいたします。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。前向きに取り組んでいただけるということで、よろしく願いいたします。

賞味期限切れになってしまったサラダ油を捨てずに、再利用に回せることを知ること、使用済み油をエコステーションにも持っていけるということ、意識も変わってくるかもしれません。一歩前進できたようです。

すぐには、周知や体制を整えることは難しいかもしれませんが、具現化していただければとお願いを申し上げます。

では、蟹江町は飲食店も多く、廃油処理方法もまちまちです。廃油を売る、支払って廃棄する、または特殊な溶剤を混ぜ排水する、固めて燃えるごみとして廃棄処理などと様々です。

住民からの回収と合わせて、多くの店舗に協力を求めることはできませんか。このことは弁護士の先生にもお話を伺いましたが、産業廃棄物処理法で細かく処理や運搬等定められているということで、環境課長のおっしゃるとおり、事業者の責任でということでした。

困難を要するでしょうが、廃棄してしまうものを、町も企業や店舗と一緒に環境認識を新たに持ち、双方で協力して構築できないかと考えております。いかがでしょうか。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

議員のご質問がございました飲食店等から出る廃食用油についてでございます。

議員のほうもおっしゃられておりましたが、まずは事業活動から発生する廃食用油につきましては、原則として産業廃棄物として処理していただくことになっております。

飲食店から出る油というのは大きく2種類ございまして、いわゆる廃食用油と汚泥です。排水溝に流されたグリストラップにたまった、いわゆるヘドロみみたいな油です。そういったものがありますが、そういったものは、やはり事業者が責任を持って適正に処分していただくことでお願いしたいと思います。

ただ、町としましても、適正な処分やリサイクル処理、そういった啓発とか周知については、今後とも進めていきたいと思っております。

また、もともとこういった外食産業ですとか食品産業から排出される油につきましては、いわゆる再生工場で精製されるような、そういったリサイクルルートがもともとかなりしっかりできているようですので、そういったものをどんどん使っていただければいいのかなと思っております。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひいたします。

最後は、質問というより要望となります。

今回、廃油イコールごみということで環境課にお話を伺いました。給食センターでの回収作業を行っていることは伺えましたが、取り組み等についてはホームページで知りました。

細かい点は無理としましても、大まかな情報共有は必要ではないでしょうか。課の垣根を超え、知っておくべきと感じました。今後の課を超えた情報の共有も願ひしたいと思っております。いかがでしょうか。

○民生部次長兼環境課長 石原己樹君

議員がおっしゃったように、情報の共有は大事だと思っております。

今後も給食センターのみならず、他課とも連携しながらやっていきたいと思っております。そういった中で、また新しい取り組みができるのではないかなと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

また、議員もさきにおっしゃっていましたが、SAF、航空燃料なんか新しい動きなんかもございますので、そういった新しい動きに合わせて、環境課のほうも前向きにいろいろ考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○10番 富田さとみ君

よろしくお願ひいたします。

今回、廃油処理についてお尋ねいたしました。

ごみとして捨てられるものを再活用へとすることは、民間でしたら利益を生むことが最大の目的となります。自治体が行うことは、環境を第一に考えなくてはなりません。

各町内に依頼することも、温度差があり難しい面もありますが、今3町内が実施されています。その考えを、町の考えをお伝えすることで、賛同する地区も多く出てくるのではないかと思います。また、個人でもサステナブルに関心を持たれる方は、積極的に協力する方が出てくると思います。

以前は、トレーもペットボトルもごみとして捨てられておりました。今はどこのお店の回収場所もいっぱいです。回収方法も工夫して、循環型の社会・環境に優しい蟹江を目指しましょう。

最後に、今回、給食センターと八穂クリーンセンターを見学させていただきました。

職員の皆様の努力で、子どもたちがおいしい給食を日々安心して食することができて、本当にありがとうございました。これからもどうぞ励んでいただきますようお願いいたします。

また、蟹江町を含む7市町村のごみ処分場である八穂クリーンセンター。誰でも、ごみは回収されたらそれで終わりという感覚であります。手作業も含めた仕分けから資源の抽出、資源化、リサイクル、最後に灰の埋立てまで多くの工程を経ることで、頭では分かっている

も、実際に説明され、目の当たりにして、自分自身も勉強できた点、反省も大いにいたしました。

今回は、使用済み食用油のため見学させていただきましたが、そのことについてもお尋ねいたしましたら、多く持ち込まれる場合は、資源として売却も行っているとお聞きしました。そういったお話も聞けた今回の見学となりました。大変有意義でした。双方にご一緒いただきました部長、課長、ありがとうございました。

今回は、本当に勉強になりましたし、これからも、またまた一人一人が責任を持って、取り組んでいくべきだというふうに感じております。リサイクルという本当に小さなことでございますが、お願いしました。本当にこれからもどうぞよろしく願いいたします。また、変わっていきますように。ありがとうございました。

これで、2問の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 水野智見君

以上で富田さとみさんの質問を終わります。

ここで、民生部次長兼環境課長、住民課長、給食センター所長の退席と、上下水道部長、教育課長、こども家庭課長の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

(午後3時59分)

○議長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後4時01分)

○議長 水野智見君

質問6番 山岸美登利さんの1問目、「災害時における受援体制の整備について」を許可します。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○2番 山岸美登利君

2番 公明党 山岸美登利でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、今回は2問質問をさせていただきます。

1問目、「災害時における受援体制の整備について」質問いたします。

初めに、災害時における受援計画についてお伺いいたします。

災害発生時に効果的な支援に欠かすことができないのが受援力とされています。

阪神・淡路大震災の教訓を基に、その後、経験した幾つもの災害を通して向上してきたと言われており、東日本大震災においては多くのボランティアが被災地に入り、様々な支援活動がなされました。阪神・淡路大震災後に、円滑に行われた受援力の向上も大きな要因であ

ったことを受け、支援を受け入れる側も体制整備の重要性を認識しておく必要があるのではないのでしょうか。

本町の防災におきましては、ハザードマップの改定版の発行や防災行政無線、AM、FMでの防災情報を受信できる防災ラジオの配布や情報防災メールなど、住民への有効な情報収集が可能となることは、大変心強く思っているところでございます。

神戸市が震災後、全国に先駆けて受援計画を策定し、阪神・淡路大震災と同規模の被害を想定して、災害対策本部とは別に応援受入本部を設けられました。

近年の災害では、東日本大震災や熊本地震、九州豪雨等、想定外の災害が甚大化し、多方面から寄せられる支援を被災した現場で生かし切ることができず、救援物資が途中で停滞し、役所や物資拠点に山積みになされたまま避難所に届かなかつたり、ボランティアの支援の遅れや支援を断られるなどの事例が多く見受けられました。

当町においても、受援の観点から、早期に災害対策を再点検する必要があるのではないかと考えます。

そこで初めに、本町の災害時における受援体制の整備についてご見解を伺います。

○安心安全課長 森 実央君

ただいま議員のご指摘がありましたとおり、災害の規模が大きくなればなるほど、外部からの支援を受けなければ、復旧・復興は進みません。

また、せっかくの支援を有効に活用できなかった事例も多く見受けられます。

蟹江町の受援体制についても、より即応性を向上させるよう、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

よろしく願いいたします。

次に、発災後の被害状況の把握について伺います。

2024年、本年1月1日に石川県能登地方を震源とした地震、令和6年能登半島地震は、最大震度7と、内陸部で発生する地震としては、日本でもまれな大きさの地震であったと気象庁が発表されています。

熊本地震では、観測史上初めて震度7の地震が前震、本震と立て続けに2回発生しました。その後、2週間の間に余震が3,000回を超え、被災規模が広範囲にわたり、被害の全容が正確に把握できず、支援が必要な業務や人員を明確にすることができなかつたと記録されています。

災害時において、特に大規模災害では、救援活動や被災者対応など、自治体の応急対応業務を実施するためには、早期に町内の被害状況を把握することが必要となります。

また、被害の規模によっては、町だけでは対処できないことも想定され、自衛隊や他の自

治体等への支援要請を早急に判断しなければならない事態も考えられます。

被害状況の早期把握は、町の災害対応を行っていく上でも最も重要な業務の一つと考えます。そこで、本町の災害時の被害状況を早期に把握する取り組みについてお伺いいたします。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、適切な対策を講じるためにも、被害状況の早期把握は必要不可欠なものです。

蟹江町では、町職員による活動のみならず、中部電力パワーグリッド株式会社、国土交通省中部地方整備局、郵便局、その他民間企業等との災害時の被災調査、情報収集に関する支援協定を締結しており、この協定を有効に活用して、被害状況の早期把握に努めたいと考えております。

例としまして、株式会社D S Aとの災害対策を含めたドローンの活用に関する協定、中部電力パワーグリッド株式会社との相互連携及びドローンによる情報収集・情報連携に関する協定、蟹江町の建設会社との災害対応の協定などを締結しておるものでございます。

以上です。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

次に、災害時の情報発信、収集について伺います。

近年では、個人間だけではなく、企業や自治体でもSNSが使われており、広報としての住民に対する情報だけでなく、災害情報などをSNSやグーグルマップを活用するとともに、行政の情報と住民の持つ情報をオープンにし、写真等も積極的に掲載するなど、様々な内容が発信されています。キャッチした情報はすぐに発信するという情報のオープンとスピードを体現したとも言えます。

SNSに投稿されたリアルな情報は、ホームページ上のみの発表よりも周囲に拡散されやすい傾向があり、SNSを利用する自治体は年々増加しています。

また、情報発信の手段だけでなく、地域の状況などを把握するために情報収集もされています。例えば、大規模な水害や大地震などの災害が発生した際、スマートフォンからXやフェイスブックなどSNSを用いて被災地の情報を拡散したり、救助要請や支援物資の提供につながるケースもあります。

そこで、災害発生時において最新の情報周知として、SNSの活用についてはどのようにお考えでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

それでは、ご質問のありました最新の情報周知についてをどのように考えているかについてお答えさせていただきます。

現在、蟹江町では、ホームページ、防災情報メール、Lアラート、FMななみにより防災関連の情報を発信しております。

災害時における最新情報の周知につきましては、正確な情報を発信するためにも、現行の方針を継続したいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

どの情報が正しい情報なのか、この判断には慎重な検討が必要かと思えます。

SNSから発信される情報は、災害現場やその近辺からリアルタイムで届き、災害発生直後に発信される最新の情報という点では、大変貴重な情報源であり、便利なツールである一方で、膨大な情報やデータの中には、事実と異なる偽情報や誤情報が実際にあることは周知の事実であります。

このため、今後SNSにより発信される正確な情報を収集、分析、活用することになれば、慎重に取り扱う必要があり、大変に重大なこととなってまいります。実際に過去の災害時において、不安を抱えていた被災者に対する有益な情報の提供につながったという幾つもの例もあります。

今後、災害時の住民に対する速やかな避難指示や、避難者への支援等を早期な対応につなげていくことができるよう、効果的な運用の検討をお願いしたいと思います。

続きまして、支援物資の受け入れと管理について伺います。

熊本地震では、災害対策基本法改正で導入されたプッシュ型支援による支援物資供給が、平成28年4月から初めて実施されました。

受援側の資料によりますと、熊本地震の発災直後は次々と支援物資が搬送され、最大でトラック95台が集中してしまい、拠点集積所ではどこに何があるのか整理されておらず、混乱状態があったとありました。

正確な情報を受け、いかに早く避難所等へ、必要な物資と必要な分量を届けることができるのか、物資の受け入れ態勢と搬入された物資の管理が重要となります。

そこで、本町では支援物資は、どこからどのような状態でどこに搬送されるのか、物資拠点はどこなのか。受け入れ物資の流れがどのような計画になっているのかお聞かせください。

○安心安全課長 森 実央君

ご質問のありました物資拠点の確保、受け入れ物資の流れがどのような計画になっているかについてお答えいたします。

蟹江町は、災害時の物流に関しまして、ヤマト運輸株式会社、森吉通運株式会社、株式会社ジェイ・ロジコムと支援協定を締結しております。

蟹江町に対するプッシュ型支援は、広域物資輸送拠点である一宮市の愛知県一宮総合運動場から指定ルートを通り、蟹江町の地域内輸送拠点である森吉通運株式会社の所有します蟹江ロジスティクスセンターに運ばれます。ここで荷さばき等を実施し、各避難所等へ配送する予定でございます。荷さばき、整理、集積、配送等に関して物流の専門家の支援を受け、滞

留しないよう受け入れたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ただいま受け入れ物資の流れをお聞きしました。よく分かりました、ありがとうございます。

発災後には様々な混乱が生じたものの、搬送された支援物資について、熊本地震では、当面すぐ必要なものは第1集積所に、不要なものは第2集積所へと整理することによって、双方向の連携を取りながら、避難所の要望とマッチングさせることができたとありました。

過去の災害では、国や自治体、企業、さらには個人などからの支援物資の拠点となる物資保管所で適切に管理されず、混乱した事例もあったと聞いております。必要としている被災者に対して速やかに物資を届けるためには、物資拠点において、支援物資の品目ごとの整理や輸送のことまで考慮した保管方法を行うことが重要となります。

そこで、搬送された支援物資拠点の整理、在庫管理等、管理についてお伺いいたします。

○安心安全課長 森 実央君

搬入された支援物資拠点の整理、在庫管理等についてお答えいたします。

基本的には、蟹江町の地域内輸送拠点である森吉通運株式会社所有の蟹江ロジスティクスセンターにおいて、在庫管理についても物流の専門家の支援を受け、適切に行いたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

熊本地震の発災直後は、先ほども言いましたが、国や自治体、民間から調達される、搬送されてくる支援物資が拠点集積所に集中し、大混乱したため、一旦受け入れを中止したそうです。

その後、集積所の在庫管理をショッピングモール化し、例えば積み上げられた段ボールは、シールやインデックスなどで側面から、あるいは上から見ても分かるように整理され、不要なものは第2集積所へと在庫が管理され、避難所からの注文に応じて物資を配送することができたそうです。

このような例からも、物資の管理、民間倉庫からの配送業務等、運送業者が有するノウハウを有効利用することも必要と考えます。本町におきましても、過去の災害の教訓を生かし、物資拠点における適切な管理体制の構築を、さらなる構築を検討していただきたいと思います。

次に、人員確保と受け入れ態勢についてお伺いいたします。

災害マニュアルを整備している、自治体職員も被災し、人員不足となり混乱が生じています。

そこで、業務分担の明確化と必要な人員確保についてはどのようにお考えでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

必要な人員確保についてお答えさせていただきます。

災害対策本部において、各業務ごとの必要な応援人員をまとめ、災害対策本部の人員統制担当者から愛知県のほうに派遣職員を要請、他自治体からの支援を受けることとなります。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

それでは、災害時には、社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受け入れを実施することが想定されますが、対応人数が不足している業務や被災者のニーズに合わせた支援活動を展開する場合、講座等を受講したボランティアコーディネーターなど以外の、日頃から研修や講座等を受けていない一般ボランティアの人員が必要になってくることも考えられますが、平常時からの受援力を高める研修の実施についてはどのようにお考えでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

研修の実施についてということでお答えさせていただきます。

現在、海部7市町村合同で、防災リーダー養成講座、防災ボランティアコーディネーター養成講座及びボランティアコーディネーターのフォローアップ講座を開催しております。

また、愛知県により、さらにレベルアップした愛知県防災ボランティアコーディネーター実践講座及び愛知県防災ボランティアコーディネーターレベルアップ講座が開催されています。

これらの講座の受講を推進することにより、講座修了者を増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

ありがとうございます。

「まちから」に、4市2町1村で行っていただいています防災ボランティア等ですけれども、問い合わせが私のほうにあることもございまして、周知が行き渡っていないこともありますので、そちらのほうも強化していただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

ボランティアなどを受け入れる場合、支援を円滑に推進するためには、平常時から受援についての体制を構築していくことが重要となります。

協定をしている自治体や民間企業との日頃からの連携や、様々な応急対応業務で必要となる人的確保、物的資源の確認を訓練や研修を通じて明確にし、実効性のある体制づくりに努めていただきたいと思います。

続きまして、災害時における宿泊施設について伺います。

被災地に派遣されてくる応援職員は、数日間滞在し活動していくため、宿泊場所の確保は
応急対応業務を展開していく上で大変重要となります。

そこで、他自治体との応援職員や全国からのボランティア受け入れに備えた体制の整備、
宿泊施設の確保についてお尋ねいたします。

○安心安全課長 森 実央君

蟹江町には適切な宿泊施設がございません。周辺市町村の宿泊施設を確保しなければなら
ないのが現状でございます。

また、実態としましては、ほかの自治体から派遣される行政職員は、派出元の県などが宿
泊施設を確保し、ボランティアにつきましては、近隣から宿泊を伴わないボランティアの受
け入れ、遠隔地からのボランティアは、自ら離れた地域の宿泊施設を確保して活動している
というのが実態でございます。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

実態よく分かりました、ありがとうございます。

避難所の対応、運営など人員の受け入れ態勢については、災害時に常に課題となるのが人
材不足です。すぐに駆けつけてこられる職員ばかりではありません。災害時が夜間ならなお
さらです。

災害時は通常の仕事に加え、避難所運営など大量の仕事量になると思われ、現場で混乱が
生じることは容易に想像できます。

そこで伺います。

さらに町内の人員だけでは対処できないと判断されるときは、他自治体に支援要請をされ
るかと思いますが、人員不足により応援者が現場で混乱しないよう、平常時からの研修な
ど連携が大変重要になると考えます。

当町での受援体制の構築と研修、他自治体との連携についてどのようにお考えでしょうか。

○安心安全課長 森 実央君

受援体制の研修についてお答えしたいと思います。

現在、国・県等の開催する防災関係の研修については、積極的に参加しております。その
中に、受援体制に関する項目もあるというのが現状でございます。

町独自の受援体制の研修を実施できるよう、蟹江町も受援体制を拡充させていきたいと考
えております。

以上でございます。

○2番 山岸美登利君

町独自の受援体制の構築と研修、どうぞよろしく願いいたします。

平時から訓練等を通じて災害対応能力のスキルアップを図り、応援職員を受け入れたとき

などの業務について、事前の説明が十分にできるよう受援力を高め、円滑な受援体制を構築していただきたいと思います。

最後に、6,434人が犠牲になった阪神・淡路大震災の際、自治体によってボランティアや支援物資を活用できたところと、うまく活用できなかったところがあったようです。その違いの要因の一つが受援力の差と言われています。

災害はどこでも起こり得るという前提の下、減災意識と受援力を高めることが被害を最小限にとどめることにつながると言われます。

災害発生時に支援を受け入れる力は、災害発生前の平常時から高めていくことが大切であり、阪神・淡路大震災以降、相互応援協定を結ぶ都道府県や市町村が増え、広域災害連携が着実に進んでいるそうです。いざというときのスムーズな運用に備えて応援協定の自治体、相手との普段からの連携も重要かと思います。

大規模災害に備えた災害時の受援計画を策定し、災害時のために訓練を重ね、受援力を高めていただきますことを要望いたしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 水野智見君

以上で山岸美登利さんの1問目の質問を終わります。

お諮りします。

山岸美登利さんの2問目は明日に回し、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会とすることに決定しました。

本日はこれにて延会します。

(午後4時25分)